令 和 4 年

第４回定例輪之内町議会会議録

令和 4 年 12 月 7 日　開 会
令和 4 年 12 月 15 日　閉 会

輪 之 内 町 議 会

第４回定例輪之内町議会会議録目次

12月７日

議事日程 …… １
本日の会議に付した事件 …… １
出席議員 …… １
欠席議員 …… １
欠員 …… ２
説明のため出席した者 …… ２
職務のため出席した事務局職員 …… ２
開会 …… ３
会議録署名議員の指名 …… ３
会期の決定 …… ３
諸般の報告 …… ３
議案上程 …… ３
町長提案説明 …… ３
議第45号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ７
議第46号（提案説明・質疑・委員会付託） …… １０
議第47号（提案説明・質疑・討論・採決） …… １３
議第48号（提案説明・質疑・委員会付託） …… １４
議第49号（提案説明・質疑・委員会付託） …… ２０
議第50号から議第52号まで（提案説明・質疑・討論・採決） …… ２５
議第53号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ２９
議第54号及び議第55号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ３１
散会 …… ３４

12月14日

議事日程 …… ３５
本日の会議に付した事件 …… ３５
出席議員 …… ３５
欠席議員 …… ３５
欠員 …… ３５
説明のため出席した者 …… ３５
職務のため出席した事務局職員 …… ３５
開議 …… ３６

一般質問 …… ３６
２番　林　日出雄議員 …… ３６
４番　浅野重行議員 …… ４２
５番　浅野　進議員 …… ４４
６番　上野賢二議員 …… ４６
１番　大橋慶裕議員 …… ５５
散会 …… ５８

12月15日
議事日程 …… ５９
本日の会議に付した事件 …… ５９
出席議員 …… ５９
欠席議員 …… ５９
欠員 …… ５９
説明のため出席した者 …… ５９
職務のため出席した事務局職員 …… ６０
開議 …… ６１
諸般の報告 …… ６１
議第46号、議第48号及び議第49号（委員長報告・質疑・討論・採決） …… ６１
閉会 …… ６６
会議録署名議員 …… ６７

令和４年12月７日開会　第４回定例輪之内町議会

第１号会議録　第１日目

令和４年12月７日

令和４年12月７日　午前９時　開会（開議）

○議事日程（第１号）

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　議案上程

日程第５　町長提案説明

日程第６　議第45号　専決処分の承認について
令和４年度輪之内町一般会計補正予算（第３号）

日程第７　議第46号　令和４年度輪之内町一般会計補正予算（第４号）

日程第８　議第47号　輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第９　議第48号　輪之内町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10　議第49号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第11　議第50号　輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12　議第51号　輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13　議第52号　輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14　議第53号　輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第15　議第54号　輪之内町下水道条例の一部を改正する条例について

日程第16　議第55号　輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第１から日程第16までの各事件

○出席議員（８名）

１番	大　橋　慶　裕	２番	林　　日出雄
４番	浅　野　重　行	５番	浅　野　　進
６番	上　野　賢　二	７番	髙　橋　愛　子
８番	小　寺　　強	９番	田　中　政　治

○欠席議員（なし）

○欠員（１名）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	長屋英人
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川　浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
調整監 （住民・福祉）兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	経営戦略課長	菱田靖雄
建設課長	大橋勝弘	産業課長	松井和明
土地改良課長	松岡博樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美

（午前８時59分　開会）

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員数は８名です。全員出席でありますので、令和４年第４回定例輪之内町議会第１日目は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により議長において、７番　髙橋愛子君、８番　小寺強君を指名いたします。

○議長（田中政治君）

日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月15日までの９日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から12月15日までの９日間と決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第３、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の２の規定により、監査委員から令和４年度８月分から10月分に関する出納検査結果報告並び第199条第９項の規定により、令和４年度定期監査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第４、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第５、町長提案説明。

本日の上程議案について町長から説明を求めます。

町長　木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに令和４年第４回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多用の中御出席を賜り、御苦労さまでございます。

早いもので、令和４年も師走に入ってまいりました。日ごとに寒さも厳しくなってまいりましたので、どうか議員の皆さんも時節柄、御自愛をいただきますようにお願いします。

さて、11月下旬から再び新型コロナウイルス感染拡大に歯止めがかからない状況となっております。これは、気温が下がり、換気が不徹底になりがちな室内に人がとどまりやすいこと、温度低下に連動し、飛沫感染やエアロゾル感染が起こりやすくなっていること等が考えられます。

これに伴って、県内の病床使用率、マスコミ等でも御案内のとおりでありますけれども、40％を超えて、なお上昇を続けている状況になっております。また、医療従事者への感染も広がっており、一時は落ち着きを見せていたコロナ医療以外の一般病棟への入退院、救急医療の制限も増加しております。再度の医療逼迫が目前に迫っている状況でもあります。このまま人の集まる機会の多い年末年始を迎えると、かつてない規模の感染爆発となって、会いたい人にも会えない状況になりかねません。

こうした状況を踏まえ、県では、11月29日付で岐阜県医療ひっ迫警戒宣言というものを発出しております。町民の皆様には、引き続き感染防止対策の徹底として、基本的な感染防止の徹底、速やかなワクチン接種をお願いし、皆様方が笑顔で年末年始を迎えることができるように御協力をお願いしているところでございます。

一方、国政では、円安基調は少し持ち直しつつありますけれども、物価高騰は相変わらず続いており、庶民の生活は依然厳しい状況となっております。この状況を打開すべく、政府一丸とならなければならない時期に残念ながら各閣僚の辞任が相次ぐ、岸田政権の支持率も落ち込むというような状況になっております。これから本格的な新年度予算編成に向かわなければならない時期に来ておりますが、このような状況は極めて残念としか言いようがありません。国民の生活を守るべく、一刻も早い建設的な議論を期待しておきたいと思います。

このように閉塞感漂うニュースが多い中ではございますが、明るいニュースも飛び込んできております。皆さん御承知のように、サッカーワールドカップカタール大会における日本の快進撃、優勝経験のある強豪国のドイツ、スペインを次々と破って予選をＥ組１位で通過し、ベスト16に進出をしました。この快進撃に、日本中が歓喜に沸きました。そして、決勝トーナメント初戦のクロアチア戦は、ＰＫ戦の末、惜しくも敗退とい

う結果になりましたが、森保ジャパンは新たな歴史をつくったことは間違いない、そんなふうに考えております。

ワールドカップアジアの予選の時点では、日本はなかなか思うような試合展開ができず、森保監督の更迭論さえ浮上しました。しかし、彼、森保監督は決して諦めず、選手を信じ鼓舞し続け、本大会でも結果を出したところであります。この選手を信じ、見守り、適時的確に指示を出す姿、これは私にとっても非常に敬服すべきものと感じております。

また、町政に目を向けますと令和４年もいろいろなことが、様々なことがございました。コロナ禍にあっても、様々な工夫をしながら、秋のふれあいフェスタ2022をはじめ春の千本桜まつり、夏の納涼ふるさとまつり等を復活できたこと、これは私にとっても大きな喜びとなっております。やはり、閉塞感が晴れない状況ではありますが、皆さんが一堂に会し、こうしたイベントを盛り上げることに人と人との絆の大切さを再認識したところであります。

また、楡俣北部地区で進めておりました企業誘致事業では、６月に株式会社ヨロズ様との誘致協定を締結し、現在、2024年１月の操業開始に向けて着々と建設工事が進んでおります。この企業誘致事業により、雇用創出はもちろん地域活性化につながることを期待しているところでございます。

今年度も残り４か月となりましたが、次年度以降も町政の歩みをとどめることなく、果敢に挑戦をし続けたいと考えておりますので、議員各位の御理解、御協力をお願いしておきたいと考えております。

それでは、本日提出させていただきます議案について御説明をいたします。

提出議案の内訳は、専決処分１件、補正予算１件、条例関係９件の合計11件でございます。

それでは、議案の概要を順次御説明申し上げます。

まず、専決処分の承認でございます。

議第45号　専決処分の承認については、令和４年10月31日、地方自治法第179条の規定により、令和４年度一般会計補正予算（第３号）を専決処分しましたので報告し、その承認を求めるものでございます。

補正予算の規模としては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,495万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,823万5,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、後ほど担当課長から詳細に説明をさせていただきますが、私からはその概要について説明をさせていただきます。

補正予算（第３号）の主な内容は、４点です。

１つ目は、物価高騰対策を柱とする総合経済対策の一つとして、国が実施する電力・

ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を住民税非課税世帯及び令和４年１月から12月の収入が減少した家計急変世帯、これらの世帯を中心に、１世帯当たり５万円を給付するもの。

２つ目は、１つ目と同じく、国の総合経済対策として、地方に交付された地方創生臨時交付金を活用して、町として、燃料・電力・ガスなどのエネルギーや物価高騰に対する支援を実施するもの。

３つ目は、県が物価高騰対策として実施する岐阜県子育て世帯負担軽減給付金を、高校生世代までの児童・生徒等を養育する世帯を対象に、保護者１人当たり１万5,000円を給付するもの。

４つ目は、新型コロナウイルスの第８波の蔓延と感染拡大の防止に努めるため、５回目のワクチン接種対応経費を計上するものでございます。

次に、補正予算関係でございます。

議第46号　令和４年度輪之内町一般会計補正予算（第４号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,333万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,157万1,000円と定めるものでございます。

この補正予算も、同じく後ほど担当課長より詳細に説明をさせますが、私からはその主な内容について御説明をさせていただきます。

今回の補正予算（第４号）の主な内容は、２つです。

１つ目は、会計室の窓口にセミセルフレジを導入するもの。

２つ目は、営農組合などが導入する農機具の購入を支援するものでございます。

続いて、条例関係の提案理由を説明いたします。

議第47号　輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例については、令和５年３月からコンビニ交付を開始するに当たり、個人番号カードを使用して印鑑登録証明書を交付することができるよう条例改正をしようとするものであります。

続いて、議第48号　輪之内町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の定年の引上げに伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正をするものであります。国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めるものでございます。

続いて、議第49号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。これにつきましては、前号と同じく、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うもので、各関係条例の一部改正を行うものであります。

続いて、議第50号　輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、今年の人事院勧告に伴い所要の改正を行うものであります。

続いて、議第51号　輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についても、今年の人事院勧告に伴い所要の改正を行うものであります。

続いて、議第52号　輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についても、今年の人事院勧告に伴い所要の改正を行うものであります。

続いて、議第53号　輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、各種証明手数料について、コンビニ交付を始めるに当たり、住民基本台帳及び各種証明に関する証明手数料を引き上げるため条例の改正を行うものであります。

議第54号　輪之内町下水道条例の一部を改正する条例については、令和５年10月から始まる消費税適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度でありますけれども、これらの対応に向けた下水道料金の計算方法等の見直しに伴う一部改正を行おうとするものであります。

最後に、議第55号　輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例についても、前号同様にインボイス制度対応に向けた水道料金の計算方法の見直しに伴う一部改正、これを行おうとするものでございます。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようにお願いをいたします。

○議長（田中政治君）

日程第６、議第45号　専決処分の承認について、令和４年度輪之内町一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第45号について御説明させていただきます。

議案書の１ページをお開きください。

議第45号　専決処分の承認について。令和４年10月31日地方自治法第179条の規定により、専決処分したので報告し、その承認を求めるものとする。令和４年12月７日提出、輪之内町長でございます。

次に、２ページを御覧ください。

専決処分書。地方自治法第179条の規定により、次のとおり専決処分するものとする。令和４年10月31日、輪之内町長でございます。

専決処分をしたものは、専決第３号　令和４年度輪之内町一般会計補正予算（第３号）でございます。

３ページをお願いします。

専決第３号　令和４年度輪之内町一般会計補正予算（第３号）。令和４年度輪之内町

の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,495万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,823万5,000円と定める。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。令和４年10月31日専決、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の４ページと５ページにつきましては、補正予算（第３号）を款項の区分で集計をした第１表　歳入歳出予算補正でございます。

それでは、予算の詳細につきましては事項別明細書により御説明をさせていただきますが、この補正予算（第３号）につきましては、給付金の早期の給付はもとより、国による速やかな実施の要請そのほか準備期間や実施期間の確保などを考慮した結果、12月議会を待つのではなく、それよりも早期に対応すべきと判断し、専決をさせていただいたものでございます。

それでは、歳出予算から御説明をいたしますので、一般会計補正予算（第３号）の事項別明細書の６ページを御覧ください。

６ページです。

款3.項1.目1.社会福祉総務費の2,637万6,000円は、住民税非課税世帯等を対象に、１世帯当たり５万円を給付する経費を計上したものでございます。対象世帯は500世帯です。

節3.職員手当等の８万3,000円から節12.委託料の99万円までは事務費、節18.負担金、補助及び交付金の2,500万円は文字どおりの給付金、いわゆる事業費でございます。

財源といたしましては、国から補助金を受け入れて実施をいたします。

事務費の内容といたしましては、節3.職員手当等の８万3,000円は、職員の時間外勤務手当。

節10.需用費のうち、消耗品費の１万1,000円は、紙や事務用品などを購入するもの。印刷製本費の10万円は、手続に関する確認書や申請書などを発送する際の封筒の作成経費。

節11.役務費のうち、通信運搬費の12万6,000円は郵送代。金融機関事務手数料の６万6,000円は、給付金の振込手数料。

節12.委託料の99万円は、給付金の対象世帯や支給決定に関する情報の管理、口座振替データの作成などを行うソフトウエアのプログラム改修費でございます。

７ページをお願いします。款3.項3.目3.児童手当費の2,850万9,000円は、高校生以下の子供を養育し、かつ所得水準が一定所得以下の保護者を対象に県の支給分１万5,000円、町の上乗せ分２万円、合計３万5,000円を給付する経費を計上したものでございま

す。対象となる保護者は800人を予定しております。

節3.職員手当等の５万3,000円から節12.委託料の９万9,000円までは事務費、節18.負担金、補助及び交付金の2,800万円は給付金、いわゆる事業費でございます。

事務費の詳細につきましては、先ほどの電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金と同じでございます。

財源といたしましては、県の支給分につきましては県補助金を受け入れますとともに、町の上乗せ分については地方創生臨時交付金を活用してまいります。

８ページをお願いします。款4.項1.目2.予防費の785万6,000円は、新型コロナウイルス第８波の感染と蔓延防止のため、オミクロン株対応ワクチンを用いた５回目のワクチン接種を実施するための追加経費を計上したものでございます。

なお、これらの経費のうち、節10.需用費のうちの修繕料25万4,000円と節17.備品購入費の21万1,000円は会場の修繕や書類の保管庫などの事務用品を購入するもの、その他の科目につきましては５回目のワクチン接種に要する諸経費を計上したものでございます。

財源といたしましては、国の負担金と補助金を受け入れて実施をしていきます。

９ページをお願いします。款5.項1.目4.耕種農業費の1,871万3,000円は、コロナの蔓延による外食産業の低迷等により主食用米の消費が減少、併せて肥料や燃料代の高騰により厳しい状況にある農業者を支援しようとするものでございます。

具体的には、主食用米を作付している個人農家、営農組合、認定農業者などの農業者を対象に、１反当たり4,000円の補助金を支給しようとするものでございます。総面積は4,630反でございます。

節3.職員手当等の６万8,000円から節11.役務費の金融機関事務手数料の３万6,000円までは事務費、節18.負担金、補助及び交付金の1,852万円は補助金でございます。

財源としましては、地方創生臨時交付金を活用して実施してまいります。

10ページをお願いします。

款7.項1.目1.土木総務費の350万円は、土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援として、福東輪中土地改良区の電気代高騰分を支援するものでございます。

財源といたしましては、地方創生臨時交付金でございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。

戻りますけれども、４ページをお願いします。４ページです。

款14.項1.目2.衛生費国庫負担金の273万9,000円と、下の枠になりますが、款14.項2.目3.衛生費国庫補助金の1,203万円は、５回目のワクチン接種に要する経費について国から負担金と補助金をそれぞれ受け入れるものでございます。

同じ下の枠内の目1.総務費国庫補助金の3,073万円は、地方創生臨時交付金を計上し

たものでございます。

次の目2.民生費国庫補助金の2,637万4,000円は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の事業費と事務費について国から補助金を受け入れるものでございます。

５ページをお願いします。款15.項2.目2.民生費県補助金の1,228万円は、子育て世帯負担軽減給付金の事業費と事務費のうち、県の実施分について補助金を受け入れるものでございます。

また戻って申し訳ございません。３ページをお願いします。

款10.地方交付税の80万1,000円は、歳入予算を調整するため普通交付税を計上したものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第45号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第45号　専決処分の承認について、令和４年度輪之内町一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第７、議第46号　令和４年度輪之内町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第46号について御説明させていただきます。

議案書の６ページをお願いいたします。６ページです。

議第46号　令和４年度輪之内町一般会計補正予算（第４号）。令和４年度輪之内町の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,333万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,157万1,000円と定める。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。令和４年12月７日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の７ページと８ページは、補正予算（第４号）を款項の区分で集計をした第１表歳入歳出予算補正でございます。

それでは、詳細につきましては、一般会計補正予算（第４号）の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の５ページをお願いいたします。

款2.項1.目3.広報費の22万円は、令和４年９月、台風14号の襲来により破損した広報掲示板を修繕するものでございます。修繕箇所は２か所です。

次の目5.財産管理費の700万7,000円は、買取り申出がありましたプラネットプラザ内の土地、具体的にはアポロンスタジアムの土地の一部を買い取るものでございます。買取り面積は1,001平米でございます。

目8.生活安全対策費の64万8,000円は、交通安全施設の新規設置要望の増により、工事請負費を追加するものでございます。

目13.会計管理費の230万円は、会計室の窓口にセミセルフレジを導入する経費を計上したものでございます。導入台数は１台です。

なお、本機器の操作につきましては住民の方と対面で行う場合も想定されますので、会計室窓口の東半分に設置してありますガラス壁を撤去するなどの窓口の改修も考えております。

６ページをお願いします。

款3.項2.目1.高齢者福祉総務費の25万9,000円は、緊急通報端末装置の在庫がゼロ、手持ちがなくなりましたので追加購入するものでございます。購入予定台数は５台です。

７ページをお願いします。

款3.項3.目1.児童福祉総務費の179万6,000円は、今年度予定をしておりました児童センターの壁、屋根の修繕工事費を追加するものでございます。物価高騰などによる工事費の増を理由とするものでございます。

次の目3.児童手当費の698万9,000円のうち、節12.委託料の２万8,000円は、児童手当の振込通知はがきを通常はがきから圧着はがきに変更したことによる不足見込額を追加するもの。

節22.償還金、利子及び割引料の696万1,000円は、令和３年度の子育て世帯生活支援特別給付金事業の精算により返還することになったものでございます。事業給付金について640万円、事務費については56万1,000円を国へ返還いたします。

８ページをお願いします。

款5.項1.目4.耕種農業費の1,411万7,000円は２つの補助金を計上しておりますが、いずれも営農組合などが導入するコンバインや田植機などの農機具に対して交付されます県補助金に、町も５％の補助金を上乗せして交付をするものでございます。

元気な農業産地構造改革支援事業補助金の891万5,000円は７団体が対象、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金の520万2,000円は１団体が交付対象となっております。

続いて、歳入の御説明をいたします。

戻りますが、４ページをお願いします。４ページです。

款15.項2.目4.農林水産業費県補助金の1,215万9,000円は、歳出にありました元気な農業産地構造改革支援事業補助金と集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金の財源として、県からそれぞれ４分の１と２分の１の補助金を受け入れるものでございます。

また戻って申し訳ございません。３ページをお願いします。

款10.地方交付税の2,117万7,000円は、歳入予算を調整するため普通交付税を計上したものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第46号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第46号　令和４年度輪之内町一般会計補正予算（第４号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することと決定をさせていただきました。

○議長（田中政治君）

日程第８、議第47号　輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○調整監（住民・福祉）兼住民課長（中島良重君）

それでは、議第47号について御説明申し上げます。

議案書の９ページをお願いいたします。

議第47号　輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例について。輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和４年12月７日提出、輪之内町長でございます。

今回の一部改正は、令和５年３月からコンビニ等の多機能端末で個人番号カードを使用して印鑑登録証明書の申請を行い、交付することができるように条例を追加するもの、また併せて、印鑑登録証に代えて個人番号カードでも、本人に限り窓口で印鑑登録証明書を交付できるように条文を追加するものでございます。

10ページが改正条文でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表の１ページを御覧ください。

第10条２項の次に３項を追加します。

３項、前２項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を添えて自ら書面で町長に申請することができる。この場合において、町長は本人確認をした上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、個人番号カードを返付するものとするを追加します。

次に、第10条の２の１条を追加いたします。

第10条の２、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請。前条の規定にかかわらず、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法第153号）第22条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいい、個人番号カードに記録されているものに限る。）を有する印鑑登録者は、多機能端末機（町の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末装置という。）に個人番号カードを使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録申請書の交付を申請し、その交付を受けることができるを追加いたします。

この改正により、マイナンバーカード所有者は、全国のコンビニ等で朝６時30分から

夜11時まで印鑑登録証明書を取得することができるようになります。

議案書の10ページにお戻りください。

なお、この条例の施行は附則にて、コンビニ交付の開始時期に合わせ令和５年３月１日からと定めております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第47号についての討論を行います。

討論はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

なしと認めます。

これで討論を終わります。

議第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第47号　輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（田中政治君）

日程第９、議第48号　輪之内町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川　浩君）

それでは、議第48号について説明いたします。

お手元の議案集11ページをお願いいたします。

議第48号　輪之内町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。輪之

内町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和４年12月７日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正における背景といたしましては、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国においては、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用することが必要となってまいりました。

また、次の世代にその知識・経験などを継承していくことが必要であることを踏まえ、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、様々な制度の改正が行われてまいりました。

地方公務員の定年について、国家公務員の定年と同様に、令和５年度から２年に１歳ずつ段階的に引き上げることとなることを踏まえ、令和３年６月11日に交付された地方公務員法の一部を改正する法律により、国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めることとされております。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表は３ページをお願いします。

まず、目次でございますが、今回の改正では、本則を章立てにして定年制度、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の３つの制度について定めることとしているため、題目の次に目次を置いております。

次に、第１章の総則の趣旨では、改正条例は、改正法により条例に委任された事項を規定するものとしています。記載の趣旨規定については、新法において、条例に委任する旨を定めている規定を引用することとしております。

また、引用する新法の各規定は、第22条の４第１項及び第２項というのは、定年前再任用短時間勤務の任用に関する規定を、第22条の５第１項というのは、組合を構成する地方公共団体との組合間の定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する規定を、第28条の２というのは、管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規定を、第28条の５というのは、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例に関する規定を、第28条の６第１項から第３項までは定年による退職に関する規定を、第28条の７というのは、定年による退職の特例に関する規定をそれぞれ指しております。

続いて、第２章、定年制度については、第３条で定年の年齢を定めております。

今回、改正の大きなポイントの１番目として、定年を60歳から65歳に引き上げるものでございます。

なお、定年の引上げに当たっては、国家公務員と同様に段階的に引き上げることとしておりますが、定年の段階的引上げについては、この後出てまいりますが、附則第３項から第５項において、経過措置として定めることとしております。

具体的には、現行60歳の職員の定年について、令和５年度から２年に１歳ずつ段階的

に引き上げ、令和13年度に65歳とする内容でございます。

続いて、第４条では、定年による退職の特例に関する規定でございます。

勤務延長制度については、定年の引上げ前と引上げ後において基本的な仕組みは変わりません。新たな改正としては、４ページの３行目から、第４条第１項、ただし書からでございます。何が追加されるかというと、管理監督職を占める職員の勤務延長についての規定が追加されております。

そして、次の１号から３号、そして５ページの第２項から第４項までは、文言の修正をしたものでございます。

次に、５ページの下のほうの第３章、管理監督職勤務上限年齢制についてでございます。

第６条、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職について規定をしております。どういった職員が対象になるかというと、６ページの１号、２号に掲げる職員で、給与条例第13条の２第１項に定める職員、企業職員の給与条例第４条に規定する職員としておりますが、これはいわゆる管理職手当を支給されている職員、当町でいうと各課長、主幹クラス以上の職員を指しております。

続いて、大きなポイントの２番目として、第７条は、管理監督職勤務上限年齢についてでございます。

これは管理監督職勤務上限年齢制を導入するもので、いわゆる役職定年制を導入しようというものでございます。原則として、60歳に達した日の翌日から同日以後の最初の４月１日までの間に管理監督職以外の職に降任等を行う役職定年制を導入するものでございます。

次に、第８条、他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準についてでございます。

第１号の基準は、当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び勤務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をするということでございます。

第２号の基準は、役職定年による降任後の職については、できる限り上位の職制上の段階に属する職員に降任等をすることとするものでございます。

この点について、総務省の見解は、降任等は組織の新陳代謝の確保を通じた公務の能率的な運営を図るために必要な限度で行われることが想定されていると。そのため、降任後の職は、人事運営上の事情等を考慮した上で、できる限り上位の職制上の段階に属する職員とする必要があるが、上位の職制上の段階の職の状況、いわゆる空きがあるかどうか、職員が有する他の職への降格についての意向、勤務地、勤務内容等を勘案した上で、それ以外の職への降任等を行うことも差し支えないというふうにされております。

７ページの第３号の基準は、例えば役職定年により管理監督職である課長を非管理監督職に降任させる際に、原則として同じ職制上の段階に属する非管理監督職に降任させるか、それよりも下位の段階に属する非管理監督職に降任することができるとするものでございます。

第９条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例についてでございます。

新法第28条の５、第１項から第４項までの規定では、それぞれ条例で定めるところにより特例を適用することができるとされているため、第９条で当該特例を定めようとするものでございます。

何が書いてあるかというと、第１項では、勤務延長型特例任用と呼ばれる特例任用について定めております。現行の勤務延長制度に倣った特例で、職員の異動期間の末日後も、期間中に置いていた管理監督職に引き続き就かせることができるということでございます。

どういった場合に引き続き就かせることができるかというと、８ページにあります第１号から第３号までに掲げる事由に該当する場合で、具体的には、職務の遂行上の特別の事情がある場合や職務の特殊性によりそのポストの欠員の補充が困難である場合、また特別なプロジェクトの継続の必要がある場合などで、これらの欠員を容易に補充することができない職員の年齢別構成、その他の特別な事情を想定しているものでございます。

続いて、第２項では、一度延長した対象職員の異動期間を、延長された異動期間の末日の翌日から１年以内の期間でさらに延長することができる旨を定めておりまして、最長３年間延長できることとされております。

続いて、第３項では、異動可能型特例任用と呼ばれる特例任用について定めています。

当町においては、あまり想定されるケースはないと思われますが、今後ないとも限りませんので、準則に倣った形で規定することとしております。

続いて、第４項では、一度延長した対象職員の異動期間を、延長された異動期間の末日の翌日から１年以内の期間でさらに延長することができるという旨を定めております。

初回の異動期間の延長は、任命権者の判断で可能でございますが、２回目以降の異動期間の延長は、町長の承認が必要というふうにしております。

この第４項についても、当町についてはあまり想定されるケースはないかと思われますが、今後ないとも限りませんので、準則に倣った形で規定することとしております。

次に、10ページをお願いします。

第10条では、異動期間の延長等に係る職員の同意についてです。

第９条の特例を適用する場合は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない旨を定めております。

また、第11条では、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置について、延長した場合において延長の事由が消滅した場合には、本来の規定どおり他の職へ降任するものとする旨を定めております。

続いて、第４章、定年前再任用短時間勤務制に入ります。

第12条では、定年前再任用短時間勤務職員の任用についてでございます。ここが、今回の改正で大きなポイントなる３つ目でございます。ここでは、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる旨を定めております。

この制度の採用の背景としては、人生設計上の理由等により多様な働き方を可能とするニーズに対応するための制度を設けようとするものでございます。

具体的には、60歳を超え、定年が65歳の場合、61歳から４年間は短時間勤務を選択できるというものでございます。ちなみに、フルタイム勤務職員は１週間当たり38時間45分勤務時間をいいますが、短時間勤務職員は１週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で勤務することをいいます。

次に、11ページの第13条では、組合を構成する地方公共団体と組合間の定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定でございます。

新法第22条の５、第１項及び第２項では、条例で定めるところにより、組合を構成する地方公共団体と組合間の定年前再任用短時間勤務職員の任用が可能とされているため、当該任用について定めることとしております。

次に、第５章、雑則についてでございますが、14条では、委任として規則に定めることとしております。

続いて、附則に入ります。

第３項では、定年に関する経過措置を規定しております。

12ページをお願いいたします。

表に掲げられておるとおり、国家公務員に倣い、２年ごとに１歳ずつ定年を引き上げていくこととしております。

第４項では、情報の提供及び勤務の意思の確認を規定しております。

今回の定年の引上げ、管理監督職職務上限年齢制、役職定年でございますが、それと定年前再任用短時間勤務制が導入されるほか、この後の整備条例で出てまいりますが、給与水準が60歳時点の７割に設定されるなど、60歳以後の職員の勤務体系が多様になります。したがって、当分の間、原則として職員が60歳に達する年度の前年度に60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するとともに、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努める旨を規定しております。

続いて、議案集にお戻りください。

議案集18ページをお願いいたします。

真ん中ほどの附則について説明します。

第１条では、施行期日を定めております。原則、令和５年４月１日から施行することとしておりますが、ただし書のところで、令和５年度に60歳に達する職員に対して、令和４年度に情報提供、意思確認を行うため、公布の日から施行するということにしております。

第２条では、勤務延長に関する経過措置を規定しております。

第１項では、施行日前に勤務延長を行った職員についても、第４条の規定に基づき、その期限を延長することを規定しております。

19ページの第２項では、定年の段階的引上げ期間中において、勤務延長職員が一時的に定年年齢に達していない時期が生じた場合であっても、定年に達している職員と同様に承認ができないことを規定しております。

続いて、第３条から22ページの第６条までは、定年退職者等の再任用に関する経過措置について規定しております。この規定では、定年退職者等の再任用、いわゆる暫定再任用といいますが、これに関する経過措置でございます。

改正法第４条から第７条までの規定では、条例で定めるところにより定年退職者等の再任用、これを暫定再任用といいますが、それが可能とされているため、当該任用について改正、附則第３条から第６条までにおいて定めることとしております。

次に、23ページをお願いいたします。

第７条から24ページの第９条までは、令和３年６月11日に公布された地方公務員法の一部を改正する法律の附則第８条第３項、第４項、第５項で規定されたうち、各地方公共団体の条例に委任する項目について、７条から９条として規定するものでございます。

次に、24ページの第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置でございます。

改正附則第10条では、定年の段階的引上げ期間中においては、定年前再任用短時間勤務の任期終了時点で再び定年前となることがあるため、改めて定年前再任用短時間勤務に採用することができないことを規定をしております。

最後に、25ページの第11条は、附則第１条のただし書のところでも説明いたしましたが、令和５年度に60歳に達する職員に対しては、改正法第２条第３項の規定に基づき、令和４年度に情報提供、意思確認を行う必要があります。そうした意味で、条例で定める年齢を60歳と規定しております。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第48号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第48号　輪之内町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第10、議第49号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川　浩君）

それでは、議第49号について説明いたします。

議案集26ページをお願いいたします。

議第49号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。令和４年12月７日提出、輪之内町長でございます。

先ほども言いましたが、今回の条例は、令和３年６月11日に公布された地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、当町の例規で関連する条例を併せて改正等をしようとするもので、いわゆる整備条例でございまして、全部で11条立てで構成しております。

それでは、新旧対照表で順次説明してまいります。

新旧対照表14ページをお願いいたします。

まず、輪之内町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

地方公務員の給与及び退職手当については、地方公務員法上の均衡の原則に基づいて、国家公務員における取扱いを考慮し、条例において必要な措置を規定することになります。

ここで一番肝となるのは、ちょっと飛びますが、25ページの附則第29項でございます。ここで役職定年、60歳を超えた最初の４月１日になっての給料月額は、それまでに支給

されていた給料月額に100分の70を乗じて得た額とするというのが大きな改正でございます。今までも、再任用制度導入時にはこのように明示する準則は示されておりませんが、今回の定年延長に伴う地方公務員法の改正では明示するよう示されたものでございます。

続いて、退職手当についてでございます。

これはどこにも書いてございません。退職手当については、当町は退職手当組合に加入しておりますので、今回の法改正に伴う改正については退職手当組合のほうで行われ、当町では直接の条例改正は行いません。

しかしながら、先ほどの給料７割と同じく肝となる部分でございますので、少し触れさせていただきます。

原則として、職員が60歳に到達した日後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定する。原則として、60歳に到達した日後の最初の４月１日から７割水準の給料月額になる場合も、管理監督職勤務上限年齢による降任等による給料月額が減額される場合も、ピーク時特例が適用されます。何かというと、退職手当の算定基準に当たっては、それまでその人が給料をいただいていたピークのときの額によって退職金が算定されるという制度でございます。

以上の点が、給与条例に関わる肝になる部分でございます。

それでは、順次説明してまいりますので、新旧対照表14ページをお願いいたします。

第６条では、この後に出てきますが、現行の再任用制度は廃止しますので、第１項は削除されまして、第２項の再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員と名称が変わることを受け、その部分を改正しようとするもので、給料月額については変わらず勤務時間により案分計算で算出されます。

第８条、昇給に係る部分は、第１項、第３項ともに実質的な改正に合わせた文言の修正でございます。

続いて、15ページをお願いいたします。

16条、通勤手当に係る部分についても、第１項第１号、第２号、16ページからの第２項の第１号から18ページまでの第３号、そして18ページから19ページに係る第３項及び第１号までは、ともに実質的な改正に合わせた文言の修正でございます。

続いて、20ページをお願いいたします。

第19条、時間外勤務手当の第１項については、文言の修正でございます。

第２項では、第６条のとおり、再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換えるものでございます。

続いて、21ページをお願いいたします。

第４項では読替規定を削除しておりますが、これは取扱いに変更があるわけではなく従来どおりとなることから読替規定を削除しております。

次の５項は、文言の修正でございます。

続いて、22ページをお願いいたします。

第23条の４、期末手当について。

第２項は、文言の修正。そして、23条の４第３項では、先ほどと同じく「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換えるものでございます。

続いて、第23条の７、勤勉手当について。

第１項は文言の修正。第２項第１号及び、24ページの第２号も同じく「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換えるものでございます。

続いて、24ページの23条の９、特定の職員についての適用除外についても、勤勉手当と同じく、再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴いまして、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換えるものでございます。

続いて、附則に入ります。

附則第27項については、文言の修正でございます。

次に、25ページの附則第29項では、冒頭でも説明したとおり、当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に到達した日後における最初の４月１日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の受ける号級に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする７割水準となることを規定しております。

附則第30項では、７割水準の適用除外者を規定しております。

続いて、26ページの附則第31項、第32項は、管理監督職勤務上限年齢調整額について定めております。

続いて、27ページの第33項、第34項は、管理監督職勤務上限年齢調整額との権衡上必要があると認められる職員には、別に31項、32項の規定を参酌して給料として支払う規定でございます。

続いて、35項では、29項から34項の規定について、規則で定めるべく委任しております。

次に、28ページをお願いいたします。

輪之内町職員の給料に関する条例第３条に規定する給料表について改正するもので、28ページ、29ページの表中、職員の区分の欄で、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換えようとするものでございます。

続いて、29ページ、30ページは級別基準職務表を改定するもので、暫定再任用になったとき、現役時から２階級降任するというものでございます。

続いて、31ページの輪之内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでございます。

改正内容については、引用している公務員法の適用法文がずれることによりまして所要の改正をすることといたしております。

内容としては、先ほど来から申し上げている、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるというのが主な内容でございます。

次に、32ページの輪之内町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正についてでございます。

改正については、懲戒処分の減給について、処分の発令後に減ずる額の基礎となる給料月額が変動した場合の取扱いの規定を整備するものでございます。

後段の追加部分については、給料月額の７割措置の適用に伴いまして、発令時の給料月額と減額時の給料月額が異なることも想定されることにより、原則として発令日における減給額を維持することとする一方で、職員の生活保障の観点から、給料月額の変動があった場合においては、減給額の上限は現に受ける給料及び地域手当の合計額の10分の１の相当額にとどめることとするため、追加しているものでございます。

次に、33ページの輪之内町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてでございます。

改正内容としては、公益的法人等へ派遣することができない職員として、定年条例第９条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加する規定を整備するものでございます。

次に、34ページの輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、再任用制度が廃止されまして、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴いまして、当該職員の正規の勤務時間、週休日及び勤務時間の割り振り、年次有給休暇等の規定を整備するものでございます。

次に、37ページから38ページの輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

改正内容としては、育児休業の短時間勤務をすることができない職員として、第２条で、定年等条例第９条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加する規定を整備いたしまして、定年前再任用短時間勤務職員を部分休業することができない職員として、18条で規定を整備するものでございます。

次に、39ページの輪之内町職員の降給に関する条例の一部改正についてでございますが、これについては、管理監督職勤務上限年齢の降給の規定を整備するものでございます。

これらの規定の内容は、地方公務員法、上位法で決められておる内容について、それぞれそれを受けて整備しようとするものでございます。

次に、41ページの輪之内町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正についてでございます。

これについても、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるということを整備しております。

次に、42ページの輪之内町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についても、同じ内容で「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める規定を整備しようとするものでございます。

次に、43ページの輪之内町職員定数条例の一部改正についてでございます。

改正内容といたしましては、現行の職員定数条例における上限職員数を104人から130人に増員しようとするものでございます。なお、この130人という数については、来年度または二、三年後、すぐに130人まで拡大しようとするものではありません。11年後の15年度末を目標とした設定人数で、いわゆる器の大きさを広げようとするものでございます。

その内訳でございますが、１の町長の事務部局を定数89人を112人へ、４の公営企業１人を４人にして、合計104人を130人に枠を広げようとするものでございます。

公営企業というのは、当町では上水道業務を指しますが、令和６年度から下水道業務も公営企業化されることを視野に入れております。なお、この町長部局の中には、各課の正職員のほか、こども園の保育教諭、そして保健センターの保健師等も含んでおります。

議案書にお戻りください。

27ページの第１条から34ページの第10条まで、改め文を掲載しております。

そして、35ページをお願いいたします。

35ページの第11条は、輪之内町職員の再任用に関する条例の廃止についてでございます。職員の定年が引き上げられることに伴い、現行の再任用制度を廃止するもので、定年の段階的な引上げ期間中は定年から65歳までの間の経過措置として、定年延長条例改正の中でも説明いたしましたが、定年等に関する条例の中で、現行の再任用制度と同様の暫定再任用制度を措置することとしております。

次に、附則でございますが、第１条では、施行期日として、この条例は令和５年４月１日からとしております。

第２条では、定義を設けております。

第３条から38ページの第８条までは、条例改正の内容の経過措置を規定しております。

長々と説明いたしましたが、以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第49号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第49号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第11、議第50号　輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第51号　輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第13、議第52号　輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての３議案についてを一括議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川　浩君）

それでは、議第50号について説明いたします。

議案書39ページをお願いいたします。

議第50号　輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和４年12月７日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正は、本年度の人事院勧告に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては２条立てで、第１条では４年度分を、第２条では５年度分の期末手当支給割合を改正しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表の44ページをお願いいたします。

第１条関係では、第５条第２項の支給割合について、現行の６月、12月の100分の215、２回分を改正案として、６月は変わらずに100分の215、12月分を100分の225に改正し、都合4.3月分を4.4月分に0.1月分増としようとするものでございます。

続いて、45ページをお願いします。

第２条関係では、第５条第２項の支給割合について、現行の100分の215、12月の100分の225、合わせて4.4月分を改正案として、６月、12月それぞれ100分の220に改正し、同じく4.4月分としようとするものでございます。

議案書40ページをお願いいたします。

先ほどの改め文でございます。

附則として、第１条では、施行期日等を規定しております。施行期日は、公布の日からとしておりますが、第２条関係については、令和５年４月１日から施行するということにしております。

また、第２項では遡及規定を適用しております。

続いて、第２条では内払いとして、具体的には12月９日付で4.3月分を支払いまして、12月27日に0.1月分を差額として支払う予定をしております。

続いて、議第51号について説明いたします。

議案書41ページをお願いいたします。

議第51号　輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和４年12月７日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正も先ほどの議員報酬と同じく、本年の人事院勧告に伴い、所要の改正を行うものとし、内容は先ほどの議員報酬の条例改正と同じでございます。

新旧対照表46ページをお願いいたします。

現行の第１条関係では、第５条第２項の支給割合について、現行の６月、12月の100分の215、２回分を改正案として、６月は変わらず100分の215、12月分を100分の225に改正し、都合4.3月分を4.4月分に0.1月分増としようとするものでございます。

続いて、47ページをお願いいたします。

第２条関係では、第５条第２項の支給割合について、現行の６月、100分の215、12月、100分の225、合わせて4.4月分を改正案として、６月、12月それぞれ100分の220に改正し、同じく4.4月分としようとするものでございます。

議案集42ページをお願いいたします。

先ほどの改め文でございます。

附則として、先ほどの議員報酬の期末手当と同じでございます。

続いて、議案の43ページをお願いいたします。

議第52号　輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和４年12月７日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正は、先ほどから申し上げておるとおり、人事院勧告に伴い所要の改正を行うもので、第３条に定める給料表の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表の48ページをお願いいたします。

第１条関係では、第23条の７の勤勉手当の支給割合について。第１号では、正職員について、現行の６月、12月の100分の95、２回分の1.9月分を、正職員の特定管理職については100分の115、２回分の2.3月分を改正案として、正職員については、現行の６月は変わらず100分の95、12月分を100分の105、トータル2.0月分、正職員の特定管理職員については、現行の６月は変わらず100分の115、12月分を100分の125、トータル2.4月分に改正し、0.1月分増としようとするものでございます。

また、第２号では再任用職員について、現行の６月、12月、100分の45、２回分の0.9月分を、再任用職員の特定管理職については100分の55、２回分の1.1月分を改正案として、再任用職員について、現行の６月は変わらず100分の45、12月分を100分の50、トータル0.95月、再任用職員の特定管理職員については、現行の６月は変わらず100分の55、12月分を100分の60、トータル1.15月分に改正し、0.05月分増としようとするものでございます。

続いて、第３条の給料表の改定についてで、49ページから55ページに掲げるとおりでございます。

給料表の改定についても人事院の勧告によるところでございますが、至る背景としては、国家公務員給与と民間給与との比較において、民間企業の一般労働者の所定内給与の上昇、完全失業率の低下、有効求人倍率の上昇、また消費者物価指数、国内企業物価指数の上昇等、最近の民間における賃金、雇用情勢及び物価の動向等を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られるとともに物価が上昇していることに鑑みて、給料表の改正が行われたものでございます。

では、どのような給料月額が改正かと申しますと、正職員において、１級では１号から87号まで、２級では１号から57号まで、３級では１号から35号まで、４級では１号から15号まで、５級では１号から７号までが最大4,000円から最少200円増額改定となっております。主に若い世代、中堅世代の号級について改正されているものでございます。

続いて、56ページをお願いいたします。

第２条関係では、第23条の７の勤勉手当の支給について。

第１号では、正職員について、現行の６月分の100分の95と、12月に100分の105のトータル2.0月分を、正職員の特定管理職については、６月分の100分の115と12月の100分の125、トータル2.4月分を改正案として、正職員について、現行の６月、12月ともに100分の100の２回分、トータル2.0月、正職員の特定管理職については、現行の６月、12月ともに100分の120、トータル2.4月分に改正しようとするものでございます。

また、第２号では、再任用職員について、現行の６月分、100分の45と12月に100分の50、トータル0.95月分を、再任用職員の特定管理職については、６月分の100分の55と

12月分の100分の60、トータル1.15月を改正案として、再任用職員について、現行の６月、12月ともに100分の47.5の２回分、トータル0.95月、再任用職員の特定管理職についてには、現行の６月、12月ともに100分の57.5、トータル1.15月分に改正しようとするものでございます。

議案書にお戻りください。

44ページから49ページは、先ほどの内容の改め文でございます。

附則として、第１条では、施行期日を規定しております。施行期日は、公布の日からとしておりますが、第２条関係については、令和５年４月１日から施行することとしております。

以下は、先ほどの議員報酬における期末手当、そして特別職の期末手当の改正と同内容でございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議第50号についての討論を行います。

討論はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第50号　輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議第51号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第51号　輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議第52号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第52号　輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。10時45分をめどにお願いします。

（午前10時27分　休憩）

（午前10時45分　再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（田中政治君）

日程第14、議第53号　輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○調整監（住民・福祉）兼住民課長（中島良重君）

それでは、議第53号について御説明させていただきます。

議案書の50ページを御覧ください。

議第53号　輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和４年12月７日提出、輪之内町長でございます。

今回の条例の一部改正につきましては、住民票などの各種証明書の発行手数料は30年以上前から現行の200円に据え置いています。消費税の増税やパソコン、システムの更新など、年々発行に係る経費が膨らんでいること、また、令和５年３月からコンビニ交付の開始に当たり、関連する負担金や利用料が新たに発生し、さらに経常経費も増加することから、県内市町村との均衡を図り、近隣市町と同額の300円に見直しを行うものです。

行政サービスの需要が多様化する中で、財政運営の健全化と行政サービスの水準の確保を図り、利用に係る負担の公平性を確保するため本条例の一部を改正するものです。

51ページから53ページが改正条文です。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表の57から59ページをお願いします。

別表の事務の種類、５の住民基本台帳法の施行に関する事務の中の(1)から(4)の閲覧手数料、住民票や戸籍の附票等の交付手数料、各１通200円のところを300円に改正します。

それから、６の各種証明書に関する事務の中の(1)から(12)の各税証明、印鑑証明、身分証明等の交付手数料や公簿の閲覧手数料等、各１通200円のところを300円に改正するものでございます。

議案書53ページにお戻りください。

附則にて、この条例の施行は、コンビニ交付の開始時期に合わせて、令和５年３月１日から施行すると定めております。

以上で、議第53号についての説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第53号についての討論を行います。

討論はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第53号　輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（田中政治君）

日程第15、議第54号　輪之内町下水道条例の一部を改正する条例について及び日程第16、議第55号　輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

建設課長から議案説明を求めます。

大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

それでは、輪之内町下水道条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案書の54ページを御覧ください。

議第54号　輪之内町下水道条例の一部を改正する条例について。輪之内町下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和４年12月７日提出、輪之内町長でございます。

このたびの一部改正につきましては、令和５年10月から始まります消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度になりますが、そちらへの対応に向けまして、下水道料金の計算方法を見直すことに伴う一部改正となります。

具体的には、消費税表示を内税から外税に変更するもの。また、料金額を10円未満切捨てから１円未満切捨てに変更するものです。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表の60ページを御覧ください。

第18条の使用料の算定方法について、改正案のとおり、合計額に、当該額に対して消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（１円未満の端数は切り捨てる）

とするに改めるものです。

また、別表（第18条関係）について、料金をそれぞれ税込み金額から税抜き金額に改めるものです。

なお、この改正は、令和５年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案書の56ページを御覧ください。

議第55号　輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例について。輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和４年12月７日提出、輪之内町長でございます。

このたびの一部改正は、先ほどの下水道条例の一部改正と同様に、令和５年10月から始まる消費税の適格請求書等保存方式の対応に向けまして、水道料金の計算方法を見直すことに伴う一部改正となります。

それでは、新旧対照表で御説明をさせていただきます。

新旧対照表の61ページを御覧ください。

第23条の料金につきまして、改正案のとおり、合計額に、当該額に対して消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額に改め、同条ただし書中、「10円」を「１円」に改めるものです。

また、別表第１（第５条関係）の加入負担金、それから別表第２（第23条関係）の基本料金について、それぞれ税込み金額から税抜き金額に改めるものです。

なお、この改正は、令和５年４月１日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中政治君）

これから一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第54号についての討論を行います。

討論はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第54号　輪之内町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議第55号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第55号　輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案につきまして、輪之内町議会会議規則第46条第１項の規定により12月14日までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第46号、議第48号及び議第49号については、12月14日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。各常任委員長は、12月15日に委員長報告をお願いいたします。

○議長（田中政治君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会をいたします。

定例会２日目は、12月14日午前９時までに御参集を願います。

大変御苦労さんでした。

（午前10時56分　散会）

令和４年12月７日開会　第４回定例輪之内町議会

第２号会議録　第８日目

令和４年12月14日

令和４年12月14日　午前９時　開議

○議事日程（第２号）

日程第１　一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第１の事件

○出席議員（８名）

１番	大橋慶裕	２番	林　日出雄
４番	浅野重行	５番	浅野　進
６番	上野賢二	７番	髙橋愛子
８番	小寺　強	９番	田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（１名）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	長屋英人
参事兼総務課長兼危機管理課長	荒川　浩	会計管理者兼税務課長兼会計室長	田内満昭
調整監（住民・福祉）兼住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	経営戦略課長	菱田靖雄
建設課長	大橋勝弘	産業課長	松井和明
土地改良課長	松岡博樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美

（午前８時59分　開議）

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は８名です。全員出席でありますので、令和４年第４回定例輪之内町議会第２日目は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第１、一般質問を行います。

順次発言を許します。

輪之内町議会会議規則第55条の規定によって質問は３回までといたします。

２番　林日出雄君。

○２番（林　日出雄君）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして中学校２学期制の導入について質問をさせていただきます。

学校の課程は、１年間が学期という単位で分かれています。２学期制は前期と後期の２つに分けて、長期的に見通しを立てて学んでいきます。３学期制は、１年を１学期から３月期に３つに分けて学びます。学期については、学校教育法施行令という政令により、学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会が定めるものとされており、輪之内町では輪之内町立小中学校管理規則で学期の期間などを指定しています。

２学期制の導入は、2002年度から始まった学校の完全週５日制に伴い、授業日数が年間で40日ほど減ることから、減った授業日数の確保や、ゆとり教育を目的に導入する学校が全国で広がりましたが、やはり日本の気候や風土に合った伝統ある３学期制のほうが子供たちの生活リズムに合っているということで３学期制に戻す自治体もありました。

どちらにせよ、導入から約20年が経過し、社会の在り方も劇的に変わり、先行き不透明な予測困難な時代が続くからこそ、夢や希望の持てるチャレンジが必要だと思います。輪之内町の子供たちが、自分のよさや可能性を認識し、心豊かな人生を切り開くためにも、２学期制の導入について検討する時期が来ているように思います。

それでは、中学校における２学期制、３学期制のメリットとデメリットを見ていきたいと思います。

２学期制のメリットは、学校行事の効率化や通知表の回数が減ることで、先生側、生徒側双方に時間的・精神的に余裕ができる。始業式や終業式の回数が減ることから、必要な授業日数が確保できる。ロングスパンで授業に取り組めるので、生徒がじっくりと考え、より先生と向き合って指導を受けることができる。生徒会が前期・後期になって

いるため、生徒の生活と一致している。

２学期制のデメリットは、学期途中に長期休養が入るため、生活リズムが崩れやすい。テストの回数が増えることで先生側の負担が生じる。通知表の回数が減ることで、学年評価の判断が難しくなる。

３学期制のメリットは、日本の気候や風土に合っている。学期ごとに長期休養があるため、めり張りがつき、生活リズムが整えやすい。

３学期制のデメリットは、学期ごとに区切られるため、長期的な学習がしにくい。３学期が短いため、通知表などの評価が難しいといった点が上げられます。

２学期制と３学期制には、それぞれのよさがあり、どちらかを選択する決め手がなく、悩ましい問題ではありますが、子供たちがよりよい教育を受けられるよう、それぞれのメリットとデメリットを理解して、行政と学校、保護者、地域が２学期制に対して共通認識を深めていくことが大事だと思います。そのためにも２学期制の導入についてしっかりと議論を重ね、検討を進めていただきたいと思います。町長及び教育長の御見解をお伺いいたします。

○議長（田中政治君）

町長　木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めまして、おはようございます。

一般質問、林日出雄議員からは、中学校２学期制の導入についての質問でございます。お答えしたいと思います。

御質問にもありましたとおり、小・中学校の学期及び休業日は、学校教育法施行令第29条、学校教育法施行規則第61条に基づいて、市町村が設置する学校にあっては市町村の教育委員会が定めることとされています。

平成10年12月14日に、文部省告示によって学習指導要領が改正されました。学校完全週５日制の下での教育課程が始まるに伴って、同年の12月に学校教育法施行令が改正されております。公立学校の学期について、それまでは都道府県教育委員会が定めるとしておりましたが、当該学校を設置する市町村または都道府県の教育委員会が定めると改正されたことにより、市町村教育委員会で学期を決めることができるようになりました。２学期制の導入が制度的に容易になったという側面もあろうかと思っております。

当町におきましては、輪之内町立小中学校管理規則第４条というのがありますが、第１学期が４月１日から７月31日まで、第２月期が８月１日から12月31日まで、第３学期は１月１日から３月31日までとすることを定めております。

御質問のありました２学期制導入の背景、平成14年度から完全週休２日制になった結果、年間の総授業時数が40日間ほど減少する、それに伴って授業数の不足や学校行事の大幅な取りやめと、様々な課題が表面化したということであります。平成15年に中央教

育審議会、いわゆる中教審というやつですが、教育課程の適切な実施と課題を解決するために、これを提唱しております。提唱を受け、授業時間を確保するために２学期制を導入する学校が増加しました。最近では、ウイズコロナの中でも学びを確保するため余裕ある授業時間を確保すること、児童・生徒に対し効果的な教育活動を行うため教員の働き方改革を推進すること、これらを目的に３学期制から２学期制へ移行する自治体も増えているようであります。

一方で、授業時数の確保などの成果は見られたものの、２学期制では評価の期間が長過ぎる、学期の区切りとなる休日が数日間しかないため、児童・生徒が区切りといいますか切替えの意識を持ちにくいという理由から、御質問にもありましたが、２学期制で得た成果を生かしつつも、３学期制に戻す自治体というのが出ております。

文部科学省の「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」というのがありますが、この調査結果によりますと、全国で２学期制を実施している小学校の割合は19.4％、中学校の割合は18.6％であります。

岐阜県の状況を申し上げますと、令和４年度の時点でありますが、県内公立小学校357校ありますが、その357校のうち２学期制を導入しているのが192校、53.4％、３学期制を導入しているのが165校、46.6％です。中学校におきましては、173校のうち２学期制を導入しているのは112校、64.7％、３学期制を導入しているのは61校、35.3％です。岐阜県内で２学期制を導入している市は11市、町では平成24年度に北方町、平成26年度に岐南町、平成29年度に大野町、平成30年度に養老町と池田町、令和元年度に安八町、令和２年度に垂井町、計７町での実施となっております。

２学期制の導入には、御質問にもありましたが、メリットやデメリット、問題点や課題というのも当然たくさんあります。どういった形が児童・生徒、教員にとって最善の方策であるのか、これは学校全体につながることでもありますので、十分課題の整理を行った上で導入の是非を検討することが重要であると思われます。時代の要請ということもありますので、検討はきちっとしていく必要があると、そんなふうに思っております。

この後、教育長から当町での教育委員会での検討状況について答弁をさせますので、よろしくお願いします。

以上で、林日出雄議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田中政治君）

教育長　長屋英人君。

○教育長（長屋英人君）

林議員の御質問の中学校２学期制の導入についてお答えします。

輪之内町は現在、小・中学校ともに３学期制を採用していますが、２学期制を導入する学校は年々増加しています。

２学期制については、林議員の御指摘のように、メリットとデメリットがありますので、いま一度整理してみたいと思います。

まずはメリットについてです。

１つ目、夏季休業日、冬季休業日といった長期休業日の有効活用ができます。

２学期制では、長期休業日が学期末近くに位置づくので、前期・後期の学習の補充や定着のための時間に活用できます。特に中学校においては、長期休業明けに期末テストを行うことになるということから、長期休業に向けて計画的・主体的な学習計画を立てるなど、自ら学ぶ態度の育成につながります。

２つ目、定期テストの範囲のばらつきがなくなります。

中学校では、定期テストとして毎学期、中間テストと期末テストを行います。年間４回となるので、現在より１回増えます。３学期制では、３学期のテスト範囲が極端に狭くなりますが、２学期制ではこれを解消でき、学期ごとのテスト範囲の広さのばらつきがなくなります。

３つ目、子供たちの学校生活サイクルと学習生活の一体化ができます。

児童会・生徒会、委員会、学級組織など、子供たちの学校生活は前期・後期を区切りとしています。この流れと学習生活も一体化させることで、計画、実践、評価・改善の過程と児童・生徒の意識がより一体化することになります。

４つ目、よりきめ細かな指導や援助ができます。

中学校の教員にとって、夏季休業前は大変な繁忙期になります。中体連に向けての部活動の指導や夏季休業日に向けての計画・事前指導、例えば学習計画、職場体験、高校見学、ボランティア活動などの計画、指導ということになりますが、それらと評価・評定のための成績処理の時期が重なるからです。２学期制を導入することにより、評価・評定のための成績処理を夏季休業日以降にずらせるため、夏季休業日前に時間を生み出すことができ、生徒によりきめ細かな指導や援助ができます。

次に、デメリットについてです。

１つ目、３学期制で育った親世代には２学期制はなじみがなく、違和感があります。夏休み前、冬休み前に通知表をもらわないので、慣れないうちは保護者にとって不安があります。

２つ目、学期の途中に長期休業日が入るため、目標を持って計画的に過ごさないと学習や生活リズムが崩れやすくなることがあります。長期休業前の懇談を充実させることで、児童・生徒にしっかりとした見通しを持たせることができると考えます。

これらのことから、メリットがデメリットを大きく上回っていると考えます。

２学期制の導入については、輪之内町校長会でも話題にしてきました。校務支援システムが令和５年度から更新され、その機能の一部である成績処理システムも見直しをするこのタイミングで２学期制を導入する、これが好機であろうという判断です。

また、定例教育委員会でも話題にしたところ、委員からは「メリットがあるならやってみたらいい」という御意見をいただきました。

県内の２学期制導入の状況について、現状については町長答弁にもありましたように、令和４年度現在、２学期制を実施している公立中学校は64.7％で約３分の２、公立小学校においても53.4％と半数以上となっています。中学校のほうが多く導入されていますが、兄弟関係を考慮すると、小学校・中学校で同じ学期制が望ましいと考えます。

これらの理由から、児童・生徒や保護者、地域住民に説明し理解を得ながら、輪之内町においても令和５年度から小・中学校において２学期制を導入する方向で準備を進めます。

以上で、林議員への御質問の答弁とさせていただきます。

（２番議員挙手）

○議長（田中政治君）

２番　林日出雄君。

○２番（林　日出雄君）

御答弁ありがとうございました。

町長には再質問はありませんが、質問でもちょっと触れさせていただきましたように、こういう先行き不透明な予測困難な時代が続くときこそ、ピンチではありますが、逆にチャンスと受け止めて、夢や希望の持てるチャレンジをしていただきたいと思っております。

教育長には、２点ほど再質問をさせていただきます。

まず１点目は、２学期制のデメリットでちょっと話をさせていただきました。学期途中の長期休業、夏休みについてですが、３学期制ですと夏休み前に通知表を頂きますもんで、保護者や子供たちは、この通知表の評価を基に、目当てを持って夏休みに入れますが、２学期制ですと10月に通知表をもらいますもんで、夏休み前のそういう懇談の在り方とか、先生方の夏休みにおける指導ですかね、その辺りが非常に大事になってくるのかなあと思っておりますもんで、その辺り、教育長のお考えをお聞かせください。

もう一点は、先生方が気持ちよく指導していただかないと子供たちも伸びないと思いますもんで、先生方の働き方というのも、教育長のお話があったように、２学期制に向けてテストの回数も増えるという、さっき答弁がありましたもんで、その辺りで改革を進めていただきたいと思いますが、その辺りも教育長にお考えをお聞きしたいと思います。どうぞお願いします。

○議長（田中政治君）

教育長　長屋英人君。

○教育長（長屋英人君）

夏休み前の懇談の在り方とか、あるいは先生方の働き方改革ということで２点御質問

いただきましたので、それについてお答えをいたします。

まず、夏休み前の懇談の在り方についてです。

先ほどもちょっと述べましたが、２学期制のデメリットということで、夏休み前、冬休み前に通知表をもらわないということは、慣れないうちは児童・生徒や保護者にとって不安があるというふうに思っております。ただし、２学期制では、そのメリットを生かして、夏季休業日とか冬季休業日といった長期休業日を学習の補充や定着のための時間に活用するなどの有効活用ができる。そのためには、長期休業に向けて計画的・主体的な学習計画を立てるなど、自ら学ぶ態度で臨む必要があります。

通知表が長期休業前にもらえないことによって、児童・生徒や、あるいは家庭に連絡する情報が減ってしまうということではよくないので、懇談会をこれまで以上に充実させて、長期休業に向けての目標や計画づくりのアドバイスを丁寧に行っていきたいというふうに考えております。

２つ目の先生方の働き方改革についてということですが、先ほどの答弁でも述べましたが、中学校の教員にとって夏休み前というのは大変忙しい繁忙期になっております。２学期制を導入することによって、夏休み前のテスト問題の作成や成績処理、通知表作成のための膨大な業務、これを夏休み以降にずらすことができる。そのために、ゆとりを持って生徒によりきめ細かな指導や援助ができるというふうに考えております。小学校でも、部活動とか進路指導というのはありませんが、同様の状況が言えます。

ということから、２学期制を導入することによって、単に通知表作成のための作業が１回減るということだけではなくて、業務の一括集中を避けて平準化を図ることで、子供と接する時間をより多く生み出せるということが働き方改革になるというふうに考えております。以上です。

（２番議員挙手）

○議長（田中政治君）

２番　林日出雄君。

○２番（林　日出雄君）

再御答弁ありがとうございました。

私もちょっと思っていたのは、昔からよいところは伸ばして、悪いところは補うというようなことを昔から言われておりますもんで、デメリットに関しましては、しっかりと対策を取って、メリットのほうを充実させることがいいと思いますもんで、その辺を充実させていただきたいと思います。

あと、私が思っていることは、子供たちの生活のリズムをできるだけ早い段階で２学期制に慣れていただくことが、やっぱり将来に向けて大事になると思いますもんで、ここからは教育長のリーダーシップを期待いたしまして、私の質問のほうは終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（田中政治君）

４番　浅野重行君。

○４番（浅野重行君）

皆さん、改めましておはようございます。

議長からお許しをいただきましたので、通告に従い、振り込め詐欺防止対策について発言させていただきます。

振り込め詐欺の発祥は、1999年８月頃から2002年12月頃までの間に、電話で「俺、俺」と身内を装って銀行口座に振り込ませた事件があり、2003年２月に犯人を検挙した鳥取県米子署が、この手口を「オレオレ詐欺」と称したのが初出とされています。従来、オレオレ詐欺や架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺などと呼ばれていましたが、2004年に警察庁により「振り込め詐欺」と名称が統一されました。

振り込め詐欺は、電話、メール、はがきなどを使って相手をだまし、ＡＴＭへ誘導してお金の振込や手渡しを要求する犯罪行為であり、その特徴として、「すぐに振り込まないと大変なことになる」とせかして考える時間を与えない点や親族を装うなど、もっともらしく言葉巧みに振込を誘導する点などが上げられます。

岐阜県内の偽電話詐欺（特殊詐欺）の被害総額は、８月末時点としては過去５年間で最悪となる２億5,695万円に上ることが岐阜県警のまとめで分かり、このまま推移すると昨年の被害総額２億7,972万円を年末までに上回る可能性があり、注意を呼びかけております。また、被害の認知件数は138件となっています。

輪之内町においても、平成29年に３件発生し、２件は未遂で、１件は100万円の被害がありました。また、平成30年に１件、さらに令和３年には２件発生し、未遂に終わりましたが、合計６件の振り込め詐欺事件が発生しています。

特殊詐欺は、主に固定電話にかかってくるケースが非常に多く、犯人は通話内容を録音されると通話をやめてしまうことが多いため、特殊詐欺の防止に効果があるとされていますので、高齢者の皆様が安全・安心して生活を送れるためにも、振り込め詐欺防止装置の必要性を感じることから、町の推進事業として高齢者世帯を対象に振り込め詐欺防止装置を検討していただきたいと思います。町長の御見解をお伺いします。

○議長（田中政治君）

町長　木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

浅野議員から、振り込め詐欺防止対策についての御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

振り込め詐欺の手口や被害状況、これについては先ほど浅野議員が質問の中で言及されているとおりであります。

直近のデータである令和４年10月末現在の県内の偽電話詐欺の発生状況185件、被害

額は約３億7,269万円と既に昨年１年間の被害額を上回っており、このまま推移すると４億円を超える勢い、非常に被害が増加しておって憂慮すべき状況だと思われます。

被害の特徴としては、全体の52％が固定電話による要求、次いでメールやネットによる被害も増加をしております。

被害者の年齢としては、75歳以上が44％、65歳以上75歳未満が24％、65歳以上の被害というのは全体の約７割という結果になっております。

警察をはじめ、テレビ等のマスコミが注意を喚起しているのにもかかわらず、これだけの被害額が出てしまっていると、誠に憂慮すべき事態だと思われます。

この理由の一つとして、それぞれの特に御老人の皆様に共通することは、いわゆる正常性バイアスというのが働いて、自分は大丈夫だと、絶対だまされんという思い込みから、いざ電話等がかかってきたときに、言葉巧みな犯人にだまされてしまうということが上げられております。

このような状況から、町としては被害状況や最新の手口など、町報や広報無線での情報提供・意識啓発というのをこれまで以上に強化する必要があると感じております。現在、12月９日から来年１月５日まで、県内全域で年末年始地域安全運動というのを実施しておりますが、輪之内町でも広報無線やメールでお知らせをしているところであります。

また、金融機関等での窓口での阻止というのがよく新聞報道なんか出ていますけれども、その辺で注意することも還付金詐欺というのが大幅に減少してきておりますので、今後も関係機関には協力をお願いしていきたいと、そのように思っております。

高齢者の偽電話詐欺の被害を防ぐために最も有効なもの、犯人側と接触しないこと。先ほども述べましたが、固定電話での被害件数が最も多い、そういう意味からすれば、電話を取らなきゃ被害を防げるということに直結するわけです。そうはいっても、かかってきた電話を取らないわけにはいけないと。取らないというのは非常に難しい。どんな電話がかかっているのか分かんないから、取らずに放置するわけもいかないでしょうから取るということですが、そういう意味では自分で対応する代わりに、防犯機能付電話機や、議員御提案の振り込め詐欺防止装置の設置というのは非常に有効な手だてになってくると、そんなふうに思っています。

県内においても、岐阜市や御嵩町で自動通話録音装置の無料貸出しを行っております。今後、町としても参考にしながら、その点についての検討をしてまいりたいと思っております。

また、今年の８月にザ・ビッグ輪之内店で大垣警察署と合同で行った被害防止啓発活動、こういったものを実はしておるんですけれども、そのときに高齢者向けに、大垣警察署と100円ショップ大手のセリアというのがありますが、この大垣市に本社のあるセリアが共同開発した偽電話詐欺防止のグッズというのがあります。啓発品として、それ

を手渡ししたところであります。

このグッズは非常に安価で購入ができますし、110円と聞いておりますけれども、電話の受話器に装着しておいて、受話器を取った際に振り込め詐欺防止装置と同じように「この電話の音声は録音しています」というガイダンスが流れる仕組みになっておるということです。

先ほど説明しました自動通話録音装置の無料貸出しの他にも、こういった啓発品も高齢者世帯に配付できるように、いずれにしても絶対的に、こういうばかげたオレオレ詐欺だの振り込め詐欺だのというのは防止することが非常に大事でございますので、そういったことが可能になるように、高齢者世帯を中心に早急に対策を進めてまいりたいと、そんなふうに感じております。

新聞等でもありますが、金融機関の窓口で水際で阻止される例も非常に多いわけでありますので、これは皆さんが注意する、周囲も注意するということから始めるのが一番基本的な部分だと思っておりますが、議員御提案がありますように、念には念を入れていろんな対応ができれば、高齢者の被害防止のためのことを早急に対応してまいります。以上であります。

（４番議員挙手）

○議長（田中政治君）

４番　浅野重行君。

○４番（浅野重行君）

御答弁ありがとうございました。

高齢者を狙う還付金詐欺や孫をかたったオレオレ詐欺は、以前、テレビでも頻繁に放映されていましたが、最近ではあまり放映されなくなりました。でも、新聞を見ていると振り込め詐欺被害に遭った記事をよく目にすることが、多くの高齢者の方が被害に遭っている状況が分かります。

高齢者を狙う振り込め詐欺グループは録音するのを嫌がるから、高齢者の皆様が被害に遭わず安全・安心に暮らすためには、振り込め詐欺防止が最も効果的であると考えていますが、先ほど町長さんが述べられましたように、被害防止装置の無料貸出しとか、偽電話詐欺防止グッズですかね、そういうのをできるだけ早く検討していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で再質問を終わります。

○議長（田中政治君）

５番　浅野進君。

○５番（浅野　進君）

一般質問を行います。

町長に質問をいたしますので、御答弁のほうよろしくお願いします。

要介護認定で障害者控除ができることをぜひ関係者に知らせてほしいという思いで質問をいたします。

所得税の住民税の負担が軽くなる税の障害者控除です。介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の人は、障害者手帳がなくても町役場から障害者控除対象者認定書を受け取れる可能性があります。

新聞報道では、要介護２の、これは旦那さんですけれども、88歳の障害者控除対象者認定書を申請しました。この方は新聞報道を見て、要介護２の夫も当てはまるのではないかという思いで、地元の役所へ問合せをしたということです。

申請に必要だったのは、申請書、夫の介護保険証、本人確認書類。無事、夫の障害者控除対象者認定書を受け取ることができたといいます。新聞報道では、この制度を知って役所に行ったら、すぐ認定書が交付されたということで、びっくりしたといいます。所得税と住民税を合わせて５万5,000円還付されました。

この制度を知り、手続しないと、障害者控除対象者認定書を受け取ることはできません。福祉制度は分からないことが多いので、情報提供が必要と思います。厚生労働省の事務連絡は、要介護認定に係る情報などを参考にできるとしております。この通知は、2002年８月１日「老齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」という、この文書です。

このような制度をあることを知らせる必要があると私は考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（田中政治君）

町長　木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

浅野進議員から御質問がありました要介護認定で障害者控除をできることを知らせてほしいというお尋ねについてお答えしたいと思います。

所得税や町・県民税の障害者控除、これにつきましては障がい者本人、配偶者、扶養親族が控除を受けられるもので、前年末の現況で適用の有無を判断しております。

控除額は、障がいの程度や同居の有無によって異なります。障がいの程度は「障害者」と「特別障害者」に分けられ、身体障害者手帳保持者の場合、「障害者」は３級以下の方、「特別障害者」は１級または２級の方、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合、「障害者」は２級または３級、「特別障害者」は１級の方などとなっております。

議員の御質問のとおり、65歳以上の要介護認定者で障害者手帳等の交付を受けていない方のうち、町が「障害者」または「特別障害者」に準ずる者として認定をした方についても、障害者控除を受けることができます。

当町では、平成26年に輪之内町障害者控除対象者認定書交付要綱というのを定めております。これによりますと、介護保険認定調査に係る主治医の意見書、または認定調査

票において要綱に定める認定基準に該当する方、この方に対して認定書を交付しております。申請の窓口は福祉課でございます。令和３年分の認定者は３名です。

障害者控除の周知につきましては、税務課において、町民税・県民税申告書の書き方の障害者控除欄に必要書類とともに記載し、町・県民税申告が必要な方全員に郵送しております。所得税の確定申告に来庁された方にも、可能な限り聞き取りを行っております。

なお、障害者手帳所持者については、前年末の現況を確定申告書作成支援システムに反映させておりまして、これらによって対象者の適正な把握に努めているということでございます。

また、福祉課においても、対象の方の担当ケアマネジャーを通じて制度の周知というものをしております。

今後も、福祉における、よく言われておりますアウトリーチの考え方というのをもっと徹底する中で、介護保険の要介護認定を受けられた方への福祉課での周知徹底、所得税の確定申告、町・県民税の申告相談における広報の継続等々を行って、制度の周知が完璧にできるということが必要だと思っておりますので、その点を目配りしながらやっていきたいと思っております。

再度の繰り返しになりますけれども、先ほど申しました、いわゆる福祉についてはアウトリーチをしないと、なかなか漏れてしまう方も多いようでありますので、その辺に配慮しながら進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（田中政治君）

６番　上野賢二君。

○６番（上野賢二君）

続いて一般質問を行います。

地産地消の推進について。

ロシアによるウクライナ侵攻、新型コロナ禍、世界人口の増加による食料需要の増大などの影響により、多くの食料や化学肥料、家畜の飼料などを輸入に依存する日本は、現在、大量の食品の値上げを余儀なくされ、庶民の食生活を直撃しております。食料自給率が先進国の中で37％と最も低い日本にとって、行き過ぎた輸入依存体質をどう変えていけばいいのか問われております。

克服する確かな手は、米などの国内増産で十分に自給率を高め、備蓄を厚くすることですが、戦後、米価維持へ生産を抑える減反農政が続き、農地の４分の１が消え、農業従事者は８割減となり、高齢者が７割を占める今、増産回復は容易ではありません。

国外調達の輸入においても、全世界に及ぶ食料難により、生産国の中には自国内の不足に対して輸出を止める動きが出てきており、日本を上回る一大輸入国として中国が台頭し、日本は高値で品薄の食料を買い負けて調達できないケースも出てきております。

自国だけの都合で金さえ払えば賄えるという時代は終わり、いよいよ日本にも食料危機の影が迫っています。

戦前は、国内生産が主な米、野菜などを使った食事が中心でしたが、戦後は、食生活が欧米化し、輸入頼りの小麦粉を使ったパン、肥料や原料の多くを輸入に頼る畜産物、肉類や油脂類が増加しており、こうした食生活の変化も日本の食料自給率の低下に大きな影響を与えています。

食料自給率の向上は、国策上の総合的な産業経済政策として捉えなければならないことであり、一つの地方自治体だけで解決できる問題ではありませんが、このまま看過することはできない問題であると考えます。町民一人一人が危機意識を共有し、地産地消の推進、自給自足など、行政、生産者、消費者がそれぞれの立場でできることから取り組むことが、日本の食料自給率向上の第一歩につながると思います。

そこで、地方自治体においても取り組むことができると思われる地産地消のさらなる推進について質問をいたします。

１．地域の直売所やふれあい市の創設。

本町の農産物の販売については、畑の有効活用や農業所得向上などの目的で実施をされております輪之内軽トラ朝市があり、月２回の開催で、新鮮な野菜を求め遠来からのお客様もあり、高評価を得ております。さらなる農産物の販売や消費を促進するために、地元産の野菜は地元住民に消費してもらう地産地消の仕組みを構築していくべきと考えます。

本町では、商いとして農産物を生産している方は少ないですが、農家が多く、その大半は自家消費のための農産物を何品種も作付してみえます。しかし、収穫時は一度に多くの収穫が重なり、近所にお裾分けされたり、やむを得ず廃棄したりして無駄もたくさん出ているように感じます。

また、商いとして生産されるものにも見栄えの悪いふぞろい品や規格外品など、商品価値のないものも出てくると思います。そのような農産物を安価で販売し、無駄をなくすとともに、地域消費者にも新鮮な野菜を口にできる仕組みとして、直売所的なふれあい市を各地域に設けてはどうでしょう。地域農産物の消費拡大のみならず、食を通じた地域活性化にもつながると思います。

２．完全米飯給食の実施。

学校給食は、昭和40年代に供給過剰による米余り現象が起こり、農業政策的な面も含め、昭和51年以降、米飯給食が始まりました。その後、食育基本法が制定され、学校においても積極的に食育を推進することが重要とされてきました。

近年、米飯学校給食は、味覚を育む子供たちに米を中心とした日本型食生活の普及・定着を図る上で重要とし、農林水産省は文部科学省と連携して米飯学校給食の普及促進を促しています。それによりますと、週５日のうち３回以上を推進し、３回以上の地域

や学校については、さらに実施回数の増加を図るよう促しております。

こうした中、日本の食文化である米食を主食とする食生活が適切な栄養摂取に優れていることや地産地消の推進を図るため、既に完全米飯給食、週５日間ですが、実施している自治体もあります。その取組の成果として、米飯食のよさを理解し、朝食の主食に米飯を選び、バランスよく食べる児童・生徒が増えた、肥満の児童・生徒が減少したなどの報告が上がってきております。

本町の米飯学校給食を見てみますと、国の推奨どおり、週４回ないし３回の実施となっております。農業が基幹産業であり、徳川将軍家御膳米など、農産物のブランド化を推進している町として、完全米飯給食実施に取り組むべきと思いますが、いかがでしょう。

食材においては、町産の黒豆などを使うなど、地産地消にも努めていただいておりますが、米は御膳米を使うなど、さらなる地産地消の推進を図っていくべきと考えます。取引業者関係、仕入れ基準等をクリアしなければならないことは多々あるとは思いますが、町の施策として力を入れて取り組んでいる特産物を町の将来を担う子供たちが口にしていないのは不条理に思います。ぜひとも御一考ください。

以上、食料自給率向上対策としての地産地消の推進について、町長の御見解をお伺いいたします。また、担当部署でもあります、それぞれ教育長及び産業課長のお考えもお尋ねをいたします。以上でございます。

○議長（田中政治君）

町長　木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

上野賢二議員から２点の御質問をいただきました。順次お答えをしたいと思います。

まず、１点目の地域に直売所やふれあい市の創設についてでございます。

議員がおっしゃられたように、食料自給率の低下が非常に問題になっております。その中で、地元の農家さんが作った農産物を地元の方が消費する、いわゆる地産地消、これを推進することは重要な取組であろうと思っております。

地産地消を推進することで、新鮮な農産物を摂取できる、知っている農家さんが作っているから安全・安心な農産物を摂取できる、生産者と消費者を結びつける、それから輸送コストが小さいんで比較的安価で農産物を購入できて二酸化炭素の削減にも寄与するため環境に優しい、食料自給率の向上につながる、いろんなメリットが考えられると思っております。

現在、農産物の販売については、輪之内町産の農産物を軽トラ朝市で毎月第２・第４日曜日に開催して販売をしております。このほかにも、大垣市にある事業所で毎週平日の１日のみですが、出向いて出張販売もしております。この出張販売は、大垣市の事業所以外にも、養老サービスエリアや岐阜関ケ原古戦場記念館でも定期的に開催をしてお

り、この11月にも養老サービスエリアで開催をしたところであります。

また、イオンタウン輪之内の敷地内にありますホッとステーション「わのうち」というのを設けておりますが、ここでも軽トラ朝市の出店者を中心に、毎日販売をしております。

これら輪之内町産の農産物の出張販売につきましては、現在実施している場所のみならず、町内の各地区でも定期的に実施していただけるかどうか、こういったことを軽トラ朝市を運営されている朝市の実行委員会等とも協議を重ねたいと、そんなふうに思っております。

ある意味、毎日の食事は皆さんの体をつくるという大切なものであります。新鮮で安全なのが何よりでありますので、町民の皆さんに地元の農産物のよさを知ってもらう、これが地産地消の原点でもあり、それらを推進することが大切だと、そんなふうに考えております。

続いて、完全米飯給食の実施についてお答えをいたします。

食は人間が生きていく上で欠かすことのできない大切なもの、これは言うまでもありません。健康な生活を送るためには健全な食生活というのは欠かせないということであります。また、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることは、人に生きる喜びや楽しみを与え、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与すると考えております。

学校給食の絡みでありますが、少し学校給食というのは何だろうということで歴史に触れてみたいということでありますが、これは遡ること明治22年に山形県鶴岡町の私立忠愛小学校において、貧困児童を対象に無料で学校給食が実施された、これが我が国の学校給食の起源とされているようであります。その後、昭和22年１月には、全国都市の児童約300万人に対し、学校給食が開始され、昭和26年２月から完全給食が全国市制をしいている地にも拡大実施しておりまして、昭和27年の４月には全国全ての小学校を対象に実施を開始されて今日に至っております。

御質問を受けました米飯給食、中でも今は完全米飯給食というお話のようでありますが、米飯給食そのものについては、食事内容の多様化を図って、栄養に配慮した米飯の正しい食習慣を身につけさせると、そんな見地から昭和51年の４月、学校給食制度上に米飯が正式に導入がされております。

文部科学省が実施しております米飯給食実施状況調査によりますと、完全給食を実施している国公私立学校において、米飯給食を実施している学校数は全国で２万9,553校、実施率全部、100％ということであります。また、米飯給食の週当たりの平均実施回数は3.5回、平成30年５月１日現在の数字でありますが、やや増加傾向にあることは確かであります。

当町における米飯給食の実施率は100％で、令和３年度における週当たりの平均実施回数も3.5回となっております。給食におけるアンケート調査では、米飯給食について

多くの児童・生徒から「温かい御飯がおいしかった」という回答が寄せられております。

米飯給食は、児童・生徒に米飯を中心とした日本型の食生活や、その味覚を伝承すると、その意味で重要な取組であります。学校給食における地産地消の取組も進めております。町内産のトウモロコシ、黒豆の枝豆、ブロッコリー、キャベツは使用実績が既にあります。県内産ということにまで拡大すれば、県内産の野菜は全量の27％ほど使用しております。豚肉は、全量岐阜県産を使用しておると。米は、全量輪之内町産を使用しております。12月からは徳川将軍家御膳米についても、学校給食に取り入れを開始しておるところであります。パン・麺は人気の献立なので、全部なくすというのはなかなか難しい部分もあるんですが、できるだけ多くの米飯給食を提供していけたらと思っております。

生産者や学校との連携を強化し、学校給食における地域の農産物の安定的な生産・供給体制を構築するといったことで、食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の上に成り立っていることを、給食を食べている児童・生徒にきちっと理解してもらうと。生産されている全ての方に感謝の心を育むということが求められていると思います。

さらに、引き続き米飯給食を着実に実施していくとともに、関係する児童・生徒が多様な食に触れる機会にも配慮する必要があると思っております。その意味で、いま一度学校給食の在り方には検討というか、いま一度というよりも不断にその状況に応じて何が一番適切かということを考えながら、児童・生徒のために給食の在り方を考えてまいりたいと、そんなふうに思っております。

以上で質問への御答弁とさせていただきます。

○議長（田中政治君）

教育長　長屋英人君。

○教育長（長屋英人君）

上野議員の御質問の２つ目、完全米飯給食の実施についてお答えします。

学校給食における米飯給食は、和食がユネスコ無形文化遺産に登録された現在、味覚を育む子供たちに米を中心とした食文化としての和食の普及と定着を図り、地域の食文化を通じて郷土への関心を深めるなどの教育的意義は大きいと考えます。

学習指導要領では、学校における食育の推進の重要性が示されており、家庭科の内容として米飯やみそ汁が我が国の伝統的な日常食であることに触れています。特別活動では、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成を指導すべき内容として示し、学校給食を重要な指導場面と位置づけています。

主食を米飯にすると、体によい豆類、魚介類、野菜、海藻類がバランスよく摂取でき、心身の健康づくりにつながります。

また、日本の農業食料自給率は40％足らずですが、米の自給率はほぼ100％です。米飯給食の推進は、コロナウイルスの問題やウクライナ情勢など予測できない今後の社会

においては、日本の農業を守り、将来的な食料確保にもつながる重要なものであるといえます。

これらのことから、農林水産省では米の消費拡大を図り、子供たちに米飯を中心とした日本型食生活や、その味覚を伝承してもらうため、米飯学校給食のより一層の推進を図っています。

その成果として、全国の米飯給食の実施率は100％であり、週当たりの実施回数は3.5回で年々増加をしております。輪之内町の週当たりの実施回数は3.5回で、全国平均と同じです。

米飯給食の割合が増加している一方で、こんな事例もあります。米どころである新潟県三条市では、平成20年度から完全米飯給食に移行していますが、パンや麺を主食としたときのおかずの組合せやバランスを学ぶ機会がないという理由から、平成30年から、三条産の米粉や小麦を使ってはいますが、パンや麺の提供を開始しました。

パンや麺は子供に人気の食材で、給食メニューランキングでは揚げパンやソフト麺が常に上位に上がっています。また、「パンは良質なカルシウム源である牛乳との組合せに違和感がない」とか、「60年続いたパン給食の文化が消えてしまうのは残念だ」といった声も聞かれます。

これらのことから、パンや麺のメニューを残しつつも、できるだけ米飯給食の割合を高めるべく、週当たりの実施回数を現在の3.5回から４回へ増やすことができないか、パンや麺、デザートをできるだけ米粉を使ったものにできないか、給食センター運営委員会で検討を進めます。

以上で、上野議員への御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（田中政治君）

産業課長　松井和明君。

○産業課長（松井和明君）

先ほどありました木野町長からの答弁と同じような内容になってしまいますが、地産地消は食品ロスをなくす大変重要なことでございますが、それに加えましてやはり安心感、近所の知ってみえる農家の方が作られた安全・安心な農産物を食べられるということがとても重要だと。それで推進すべきことだと考えられます。

軽トラ朝市は、平成25年から開催されております。今年で10年目を迎え、次回の開催はもう234回目となり、大変歴史のある事業でございます。それで地元にも根づいておるという状況でございます。まずは既存の団体の発展、事業拡大から考えていきたい。そこから、また広げていきたいと考えております。

以上で、上野議員の御質問の答弁とさせていただきます。

（６番議員挙手）

○議長（田中政治君）

６番　上野賢二君。

○６番（上野賢二君）

御答弁をいただきました。

まず、地域で直売所とか、ふれあい市、こういったものを創設できないかという私の提案なんですが、大きく考えないで、地域地域の方、例えば今の御年配の方が、それぞれ畑を守りしながら作ってみえますよね。ほとんど、先ほど質問の中にも書きましたが、自家消費です。だけど、特に夏から秋だろうと思うんですが、取れるときは一度に取れますよね、たくさん。自家消費では余ってしまうと。親戚とか、御近所とか、知り合いのところに配ったりしてみえるんですが、私のところも、作ってはないんですけど、いろんなところから頂くもんで、ありがたく頂いておりますけれども、そういった場を区単位というか地域単位で設けると。不定期になりますけど、ある程度日にちは決めないかんと思いますけれども、夏から秋、いっぱい取れたものを所定の場所に持ってきて、皆さんに周知して、それを安く、ただに近いような値段で買ってもらうとか、そういった場をつくっていくのはどうかなという私の考えなんです。

それを促すには、町から助成金を出すとか、活動しているところには恩恵もつけないと広がっていかないんだろうと思いますので、そういったことを地域地域から上がってくれば一番いいんですけど、でできれば一番いいんです、何でもね。ですが、なかなかそういった動きを出すということは非常に難しいもんですから、町のほうから提案をしていただいて、こうしたことをやったらどうですかとか、いろいろ町のほうから推進していただきたいという考えで上げさせていただきました。

過去には、記憶にも新しいんですけど、平成の米騒動などもありまして、タイ米を大量に輸入して対応したというようなことが残っております。最近は、ここのところの異常気象、気候変動ですね。それから、国際情勢も非常に不安であると。日本は人口がどんどん減りますけれども、インドとか、アフリカとか、そういったところでは爆発的に人口が増加しておるということで、世界的な食料危機、日本はぜいたくなんですが、そういったところで全く食料が手に入らんというようなところもあるわけですね。そういった状態がいつ起きるか分かりません。にもかかわらず、どうも国のほうは危機感がないというか、残念ながらそういったことは感じられない。

そうであれば、我々地方、地域で、いろんな地産地消の仕組みを事前に構築していくということが、これから本当に重要になってくるだろうというふうに思います。こういった仕組みづくり、これに関わらず農産物の地域消費とか活性化、こういったものが期待されるんですが、そういった仕組みをつくっていくことは、例えば防災など、いろんな共助の一翼にもなっていくんだろうというふうに思います。この辺のところ、お考えをお聞きしたいと思います。

それから、完全米飯給食の実施ということですが、子供にはパンとか麺も非常に人気

があるし、いろんなそれぞれのよさがあるというふうには思いますが、今、米離れが非常に各家庭でも起きているということですから、私は学校給食ぐらい完全に米でいいという考えです。給食をもう完全に米飯にして進めれば、米離れも見直されるんじゃないかというようなふうに思っております。

それから、さっき質問の中でも述べましたが、輪之内は米どころですね。見渡す限り田んぼばかりです。そういったところが完全米食をやっていないというのは、どうも何か私的には非常に矛盾するというか。で、町の今、例えば御膳米ということを挙げさせていただいたんですが、これはいろいろとＰＲしたりして輪之内のブランド化ということを進めておるんですが、こういった進めていくのに、輪之内の人間が輪之内のそういった特産品を口にしない、ふだんからしていない、これでは輪之内に例えばこんな特産物があるがどうですかと聞かれても、ああ、あることは知っているけど、食べたことないで分からんというようなことでは広まっていきようがないというふうに思います。今は口コミが非常に大きいですから、そういった意味でも、ＰＲの推進になるんじゃないかというふうに思っています。

この辺のところが特産物のＰＲ、販路の拡大につながっていくというふうに思います。その点も再度御答弁をいただければと思います。町長答弁で結構です。よろしくお願いします。

○議長（田中政治君）

町長　木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

多方面から再質問いただいておりますので、どこまでお答えできるか、今分かる範囲でお答えをしておきたいと思います。

まず、１点目の地産地消の考え方、これについては議員と大きく方向性を異にしているとは思っていません。そういうことだろうなと。むしろ、そうすべきなんだという思いで聞いておりました。ただ、実際の実施に至りますと、例えば今、軽トラ市でも200回を超える状況になっておりますけれども、これを分散して地域にやるということにすると、継続性、定期性、それがある意味、長く続けることの前提だと思うんですけれども、どこまでできるかなという部分があって、それは先ほどもおっしゃられたように、地域がどう考えるかという部分もあります。私どもは、そういった地域ごとの自発的な機会の提供ということについては、声が上がれば支援をしてまいりたいと、そんなふうに思っておりますが、軽トラ市それ自体も、そういう地元での商いというか、地産地消を目指した一つのモデルケース、先行ケースだと思っていますので、これを中心にしてやっていける、次々とバリエーションが出てくれば、それはそれでいいことなのかなと思っておりますので、これからも特に地産地消そのものについては商売を離れた部分からしても大切なことでありますので、やっていきたいなと思っております。

それから、大きな意味で、先ほどタイ米の緊急輸入から始まって、中国に買い負けしているとか、大きな話がございました。これは、最近特に円安の傾向が高まってきますと、国際的な穀物の輸入について非常に支障が出てしまうという状況があると思っています。今までは工業製品の輸出と交換というところがありますけれども、そういった形の中で、なかなか食料についても、例えばタイ米の緊急輸入みたいなときがあったかと思えば、今度は米余りのときでも、いわゆる外国産米のミニマム・アクセスということで、ある一定量の輸入が求められているという状況もあります。これを全体的な意味の食料安全保障という面から語られる場合も多いですので、要するに国際的な関係の中で食料の確保を戦略的にどうやっていくかというのは国政も含めた一大命題だと、そんなふうに思っています。

それと、食料自給率が37％とか38％とか、４割を切った状況ということになっております。自給率もいろんな考え方があります。正直言って、牛肉、豚肉、そういったものは国産だと言っているんだけれども、中身は、餌は外国の輸入に頼っていることや、どの部分を捉えて国産化率というのかというのはまた議論のあるところだろうと思っています。

いずれにしても、絶対的な水準として、カロリーベースで考えてみても４割を切っているという状況は、非常に安全保障上の問題からいっても望ましくはないと。そこをどう考えていくかということだろうと思っています。

それと、生産物の地産地消というものと別に、地域でできたものをどのようにさばくかによって、その利益がどこに帰属するのかという、きちっと生産者の下に利益が残るような形を構築しないと、なかなか農業というのは、これから先行きが非常に難しくなると。そういう認識も併せて持っているということだけ御理解いただけたらと、そんなふうに思っています。

それから、給食については、また詳しい取扱いについては、今後、給食委員会等で検討することになろうかと思いますけれども、いずれにしても解決すべき課題がないわけでないということだけ申し上げておきたいと思っております。

それと、最後にブランド戦略との絡みで御提言がございました。私どもが自分で食べないものを人に売るなんていう話は、とても説得力がある話ではありませんので、当然、自分たちも使う、皆さんにも食べていただく、そういう状況の中で販路を拡大していけたらいいのかなと。そういう前提の下で全てを進めてまいりたいなと、こんなふうに思っております。

私のほうからは以上です。

（６番議員挙手）

○議長（田中政治君）

６番　上野賢二君。

○６番（上野賢二君）

私の考えと近いような御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

あえて直売所、ふれあい市と申し上げましたのは、くどいようですけれども、誰もが、うちでこんだけたくさん取れたもんでというふうに持ち寄れる場、そういうのを理想に私は思っておりますので、私自身も地域でこういう話をしながら、地域でこういう場がつくれればいいなというふうに思っています。町のほうも御協力をお願いしたいと思います。

それから、学校給食で子供が口にするという食材ですが、最後に町長も触れられましたように、まず地元の人がいろんな、何でもそうですけど、食したり、使ったりして、これはいいねということから販路を拡大していかないと、幾ら外向きにいいと言っても広まっていかないと思います。今は昔よりも口コミが非常に大きい時代になってきていますので、ぜひともそこら辺のところも今後考えていただきながら、進めていただければというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（田中政治君）

１番　大橋慶裕君。

○１番（大橋慶裕君）

議長の許可をいただきましたので一般質問をいたします。

「事務事業についての認識の共有向上」に向けて、事務事業評価の実施と公開についてお尋ねします。

町が実施する事務事業について、事業の対象や目的、内容、コスト等を明確にし、その活動や成果を客観的数値による指標等を用いながら評価・分析を行うとともに、ＰＤＣＡマネジメントサイクルを通じて費用対効果の向上や行政資源の有効配分など、事務事業の継続的な改善・見直しに活用することを目的として、事務事業評価を実施している自治体が増えてきております。

また、事務事業評価の結果を公表することにより、行政活動の透明性の確保が進められますし、町民への事業の周知が図られます。

限られた財源の中で、総合計画に基づく施策、事業を着実に進行していくためには、各事務事業の適切な進行管理や中長期的な財政需要の把握のほか、町民との情報共有を図り、透明性の高い行政運営や説明責任を果たしていくことが重要であります。

行政単位となる事務事業を対象に評価を行う目的は３つあります。住民満足度の高い行政サービス、行政の透明性と説明責任、職員の意識改革です。

総合計画に関連する各事務事業について、前年度の決算内容や当該年度以降の事業内容、予算額及び成果指標などを整理した上で、事務事業の必要性、妥当性、有効性、効率性の視点に基づき担当者が評価の上、今後の方向性をまとめた事務事業評価を活用し

てはどうでしょうか。町長に見解をお伺いします。

参考に、一例として羽島市の事務事業評価シートを添付させていただきました。

○議長（田中政治君）

町長　木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

大橋議員の御質問、事務事業評価の実施と公開についてお答えをさせていただきます。

地方自治体は、現下の厳しい財政状況、少子高齢化、その他行を取り巻く大きな環境変化、これらに適時的確に対応してくためには、「ヒト」「モノ」「カネ」といったリソースを効率的・効果的に配分すると。こういうことで住民のニーズに基づく、よりよい行政サービスの提供と、これが一義的には求められているということであります。

換言するなら、最小のコストで最大の効果を発揮するという、民間事業者の皆さんに言わせれば、いわゆる経営という視点が欠かせない。そういったものを持ちながら自ら変革していくということが、地方自治体として存在するための要諦というか、出発点といいますか、そのために地方自治体があるんだろうということだと思っています。

こういったことを背景に、事務事業評価、いわゆる行政評価とも言われておりますけれども、この実施というのは任意だとされながらも、多数の地方自治体に広く普及をしていると、そういうことは御案内のとおりでありますし、御質問の中でも触れられておると思います。

なお、事務事業評価というのは大橋議員も言われておりますとおり、限られた予算や事務の効率化を図るために、事業の目的やその手段を明確化し、ある一定の時点で、その事業目的が達成されているか、コストは適切か、他の方法はないか、これらを点検・評価することによって、適切な行財政運営につなげていこうとするもの。具体的には、プラン・ドゥー・チェック・アクト、アクションといいますか、いわゆるＰＤＣＡ、そういったものですね。計画、実施、評価、改善、これを回しながら改善・改革につなげていこうとするものであります。

この評価方法自体については、当町でも既に平成24年度を初年度とする第五次総合計画をスタートさせた際に、その翌年度から内部評価事務として計画に掲げた事業について、妥当性・有効性・効率性の３つの視点を評価指標として数値目標を設定し、数年にわたり実施をしておりました。この視点というのは、令和４年度を初年度とする第六次総合計画にも継承をされておるところであります。

ただ、過去の経験からしますと、評価を実施する上で、なかなか越え難い課題というのも見つかっておることも事実です。例えば、設定した評価指標の中に、社会経済情勢などの外部要因の影響を強く受けやすいもの、それから内部の評価だけじゃなくて、住民の意識調査を実施しないと把握できない、いわゆる満足度等、こういったものも評価指標として上げていたこと、それから評価になじまない事業についても一律に評価対象

としたために非常に評価の作業の負担が過大になってしまって、なかなか続けることが難しい側面があったということであります。

これらを解決すべく、現在は毎年度実施するということではなくて、総合計画の策定の時期、中間見直しのタイミングと、それぞれタイミングを定めた中で実施するということに見直しをしております。

いずれにしても、事務事業の評価というのは、地方自治体の行財政運営の透明性の向上、住民の皆様への説明責任を果たすことを目的として行われる。これについては全然疑問の余地もありませんし、御質問の中でも議員が触れられたとおりであります。

当町においても、その評価内容については広く町民の皆様に公表していくことを前提としております。より分かりやすく説明できる仕組みを構築するとともに、継続した取組としていくためにも、評価作業の過重な負担軽減というのを考慮しつつも、適切に実施することが肝要だと思っています。

事務事業評価の実施について、ずっと申し上げておるとおり、私どもと大橋議員の間に見解の相違というのはほとんどないんだろうと。その実施の方向性、妥当性、その成果をどう生かしていくかという、この考え方においては、そんなにそごはないんだろうと思っております。

そういう意味では、この取組が町民の皆様方による行政への主体的な参加意識の啓発と向上、これにつながって、ひいては施策全般にわたる町民満足度の向上につながる、そこにつながっていくことを私どもは願っておりますし、それが評価の一義的な目標であろうと思っております。それらの実現に向けて、これまでもそうでしたが、今後も変わらぬ不断の努力をしてまいりたいということであります。よろしくお願いしたいと思います。

以上で、大橋議員の御質問への答弁とさせていただきます。

（１番議員挙手）

○議長（田中政治君）

１番　大橋慶裕君。

○１番（大橋慶裕君）

御答弁ありがとうございました。

総合計画の振り返りの結果なんですが、第五次から第六次に向けて、「達成している」「おおむね達成している」が全体の７割ということでしたんで、これは報告なんですけれども。

第六次総合計画における輪之内町の将来像なんですけれども、「自然と住みやすさが共存でき、子どもがのびのびと育つまち」、基本理念は「協働によるまちづくり」「しなやかなまちづくり」「誇りを持てるまちづくり」です。

第五次総合計画の振り返りとして、町民意識調査によると、「町政への町民参加が実

現しているかどうか分からない」と感じる回答者が過半数を超えています。町民のまちづくりへの関心や参画意識を高め、町民がより納得できるまちづくりを進めるために基本理念に設定されております。

事務事業を、まず再質問になりますけれども、先ほど町長の御答弁にもありましたけれども、公表する仕方といいますか、より分かりやすく、また職員に負担がかからないように継続的に事務事業評価ができるような、そのような様式といいますか体裁もあると思いますし、またもう一つが公表の仕方といいますか、どのように住民のほうに周知徹底といいますか、住民が参加していただけるような公表の仕方を考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

○議長（田中政治君）

町長　木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再質問いただきましてありがとうございました。

考えていることは、議員のおっしゃったことと同様でございますので、私どもも外部評価にたえ得るような評価をまずはすることが大事でありますし、その評価の結果を適切な形で外部に公表するというのは当然のことだと思っております。そのやり方についての具体策については、また今後、具体の状況を実施する中でお答えしていきたいと思っております。

○議長（田中政治君）

これで一般質問を終わります。

○議長（田中政治君）

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、議会最終日は午前９時までに御参集ください。

本日は大変御苦労さまでございました。

（午前10時34分　散会）

令和４年12月７日開会　第４回定例輪之内町議会

第３号会議録　第９日目

令和４年12月15日

令和４年12月15日　午前９時　開議

○議事日程（第３号）

日程第１　諸般の報告

日程第２　議第46号　令和４年度輪之内町一般会計補正予算（第４号）

議第48号　輪之内町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

議第49号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和４年第４回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第１及び日程第２の各事件

○出席議員（８名）

１番	大橋慶裕	２番	林　日出雄
４番	浅野重行	５番	浅野　進
６番	上野賢二	７番	髙橋愛子
８番	小寺　強	９番	田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（１名）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	長屋英人
参事兼総務課長兼危機管理課長	荒川　浩	会計管理者兼税務課長兼会計室長	田内満昭
調整監（住民・福祉）兼住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	経営戦略課長	菱田靖雄
建設課長	大橋勝弘	産業課長	松井和明
土地改良課長	松岡博樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長　　中　島　広　美　　議会事務局　　西　脇　愛　美

（午前８時59分　開議）

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は８名です。全員出席でありますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第１、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第46号、議第48号及び議第49号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第46号についての審査報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第２、議第46号　令和４年度輪之内町一般会計補正予算（第４号）、議第48号　輪之内町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について及び議第49号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第１日目に町長から提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長　大橋慶裕君。

○総務産業建設常任委員長（大橋慶裕君）

総務産業建設常任委員会の審査報告を行います。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

令和４年第４回定例輪之内町議会の初日において本委員会に審査を付託されました案件について、12月９日午前10時10分より協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長ほか関係職員出席の下に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第46号　令和４年度輪之内町一般会計補正予算（第４号）について当委員会所管分を議題とし、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、プラネットプラザの借地の残地はどのくらいあるのか。また、地権者の人数と毎年の借地料は幾らかに対し、プラネットプラザの借地部分は、残り１万8,162平米、地権者は13人、年間の借地料は１反50万円であるとのことでした。

地権者に対し、買取りの交渉や借地料見直しは行っているのかに対し、契約更新の際には意向を伺っている。借地料については、市場の価格等を調査しながら今後対応していきたいとのことでした。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計管理者から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保守費用は導入初年度から必要なのかに対し、保守費用には、機器本体の保守以外にも業者が開発したソフトに対する保守も含まれているため初年度から必要である。ただし、機器購入と保守を一括で契約するなど、個別契約より安価となるよう経費節減に努めているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、集落営農活性化プロジェクト促進事業はいつから始まったのかに対し、今年度から始まった事業であり、法人化されている集落営農組合などはポイント加算が難しく、採択されにくいとのことでした。

なお、現在の集落営農組合は採択されやすいような要件設定であるため、既に法人化している集落営農組合なども採択されるように要件緩和を県に求めていくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第46号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第46号　令和４年度輪之内町一般会計補正予算（第４号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第48号　輪之内町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、60歳を過ぎた職員について、かつての上司が部下になることに対する仕事のやりにくさを考慮した配置が必要ではないか、定年延長制度の趣旨と加齢に伴う健康面の問題も考える必要があるのではないかに対し、自身の健康面も含め、職務を全うできないと判断したならば、自らの進退は自ら決する姿勢をお願いしたい。最終的には組織としてどうあるべきかを常に考え、能力と意欲のある高齢期職員を任用していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第48号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第48号　輪之内町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第49号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、職員の定数が増えることになるが、人件費はどのくらい増加するのかに対し、10年後には約25％、５年間で13％程度増加する想定であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第49号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第49号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長　浅野重行君。

○文教厚生常任委員長（浅野重行君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和４年第４回定例輪之内町議会の初日において本委員会に審査付託されました案件について、12月９日午前９時30分より協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、調整監、会計管理者及び各関係課長、関係職員出席の下、審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第46号　令和４年度輪之内町一般会計補正予算（第４号）について当委員会所管分を議題とし、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、緊急通報端末装置というのはどういう場合に作動するのかに対し、高齢者等対象者の体に異変があった場合に緊急ボタンを押すと電話回線を通じて消防コールセンターに接続する本体機器と、ペンダントとして身につけることができる緊急ボタンがあり、本体機器から50メートル離れた場所まで作動するとのことでした。

また、高齢者を見守る家族の不安を軽減するため、高齢者の異変を家族に知らせる仕

組みの導入について検討してほしいとの意見がありました。

児童センター修繕工事費について、増額の内容はどういうものか、また設計費用の額が含まれているのかに対し、足場設置及び屋根・外壁塗装工事で使用する材料単価等の上昇による増額であり、設計費用の額は含まれていないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第46号　令和４年度輪之内町一般会計補正予算（第４号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第46号　令和４年度輪之内町一般会計補正予算（第４号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第46号　令和４年度輪之内町一般会計補正予算（第４号）は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第48号　輪之内町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第48号　輪之内町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第49号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第49号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定をいたしました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生の各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和４年第４回定例輪之内町議会を閉会します。

９日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。大変御苦労さまでございました。

（午前９時15分　閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和４年12月15日

輪之内町議会　議　　長　　田　中　政　治

署名議員　　髙　橋　愛　子

署名議員　　小　寺　　強